



**令和4年度 スーパーシティにおける先端的な国際医療サービス実現に向けた調査事業
最終報告書 概要版**

有限責任監査法人トーマツ

2023年3月31日

目次

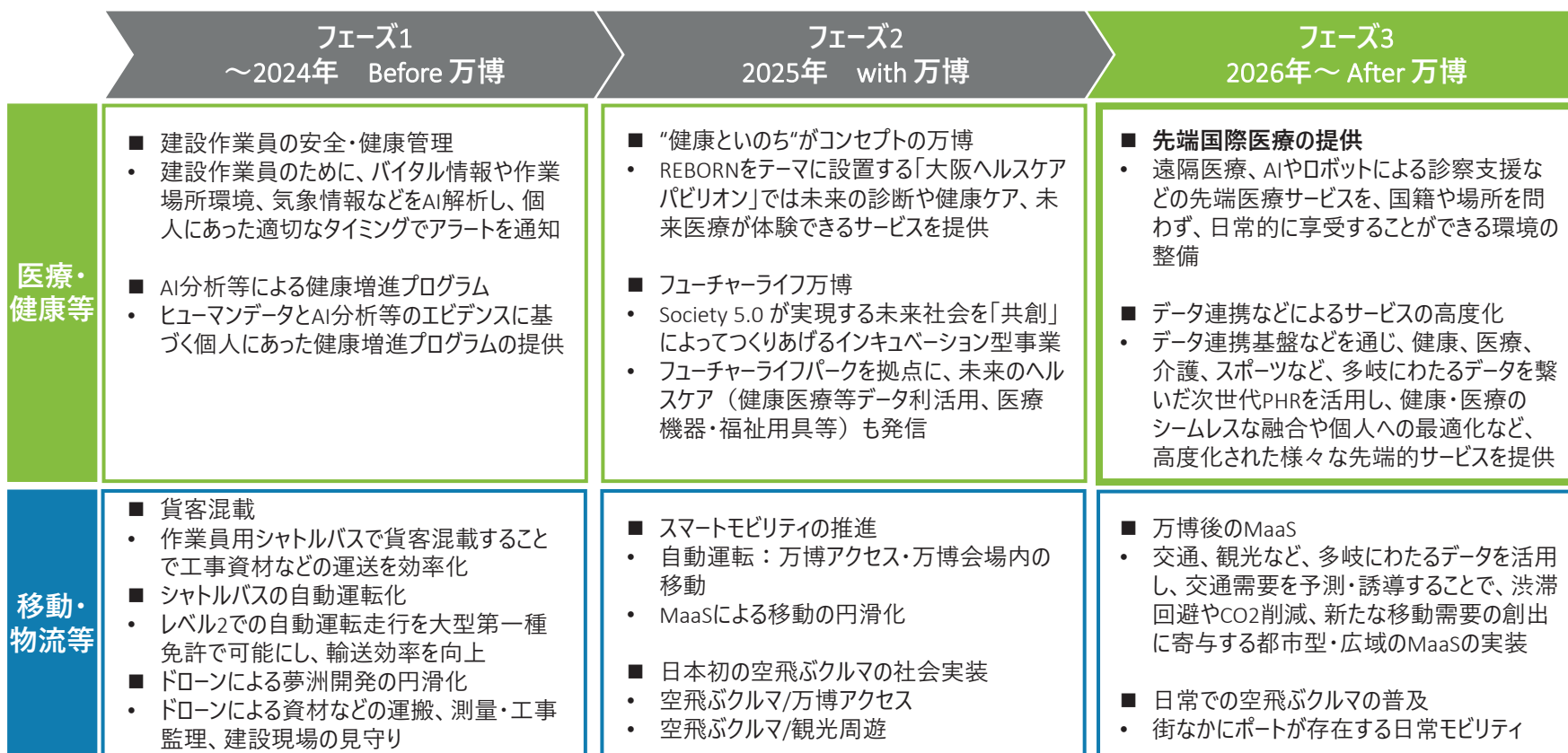
1. 本調査の背景と目的	3
2. 国内調査	9
2.1 大阪府・大阪市の外国人の在留状況	10
2.2 訪日外国人、在留外国人の医療需要	15
3. 外国医師を受け入れる診療科の検討	20
4. 海外調査	26
4.1 ベトナムの医療水準	27
4.2 ベトナムの日本人の医療事情	34
4.3 タイの医療水準	38
4.4 タイの国際医療の取り組み	44
4.5 各国の外国人医師の参画方法	52
4.6 各国の医療保険等の制度	56

1. 本調査の背景と目的

大阪スーパーシティ構想は主にヘルスケアとモビリティを二つの柱とし、3つのフェーズに分けて推進される。本事業ではフェーズ3における、先端国際医療の提供の実現に向けて国内外の調査を実施した

大阪スーパーシティ構想の実現に向けた本調査事業の位置づけ

- 大阪府市の構想では、主にヘルスケアとモビリティの2つの分野を柱としており、フェーズ1～3の段階に分けて、未来社会の実現を目指している
- 医療・健康分野のフェーズ3は国籍や場所を問わず先端国際医療サービスを日常的に享受することができる環境の整備などを進めることとしている
- 本事業では、フェーズ3における、先端国際医療の提供の実現に向け、海外事例や大阪府市の医療提供サービスのニーズ及び受け入れ体制等を調査した

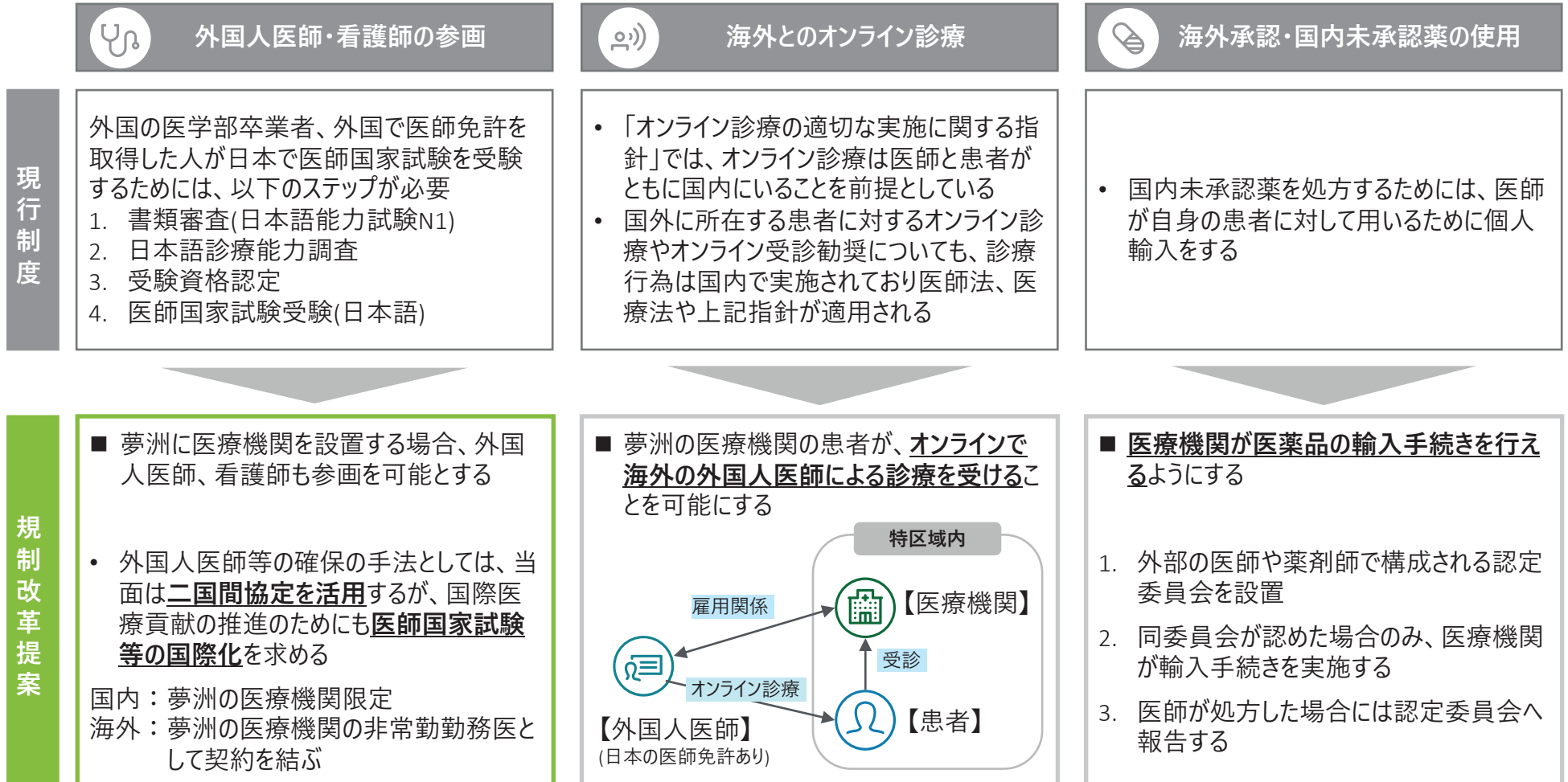


出所：大阪スーパーシティ全体計画（大阪府・大阪市 2022(令和4)年12月）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/tokku/tokku-all/supa-city-kyogikai.html>)

夢洲における国際医療のあり方研究会議意見とりまとめ（令和4年10月19日）(<https://www.pref.osaka.lg.jp/tokku/tokku-all/iryo-arikata.html>)

「夢洲における国際医療のあり方研究会議」では3つの規制改革案も検討されており、本事業では外国人医師等を確保するための二国間協定の締結に必要な情報収集を行った

夢洲における国際医療のあり方研究会議の意見：規制改革案



出所：内閣府国家戦略特区令和4年度 関係省庁等からのヒアリング／提案に関するヒアリング (https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/r4/hearing.html)

大阪府・大阪市 英語による医師・看護師試験の実施、海外の医師による遠隔診療の実施、海外既承認（国内未承認）薬の処方の実施

国内調査では、外国医師の診察業務に係る二国間協定の締結国の追加に向けて、「外国の医師又は歯科医師の受入れに関する要請書」の記載根拠となる情報を収集した

国内調査のポイント

■ 国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（抄）

スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関連する規制改革事項
（外国医師による先端国際医療の提供）

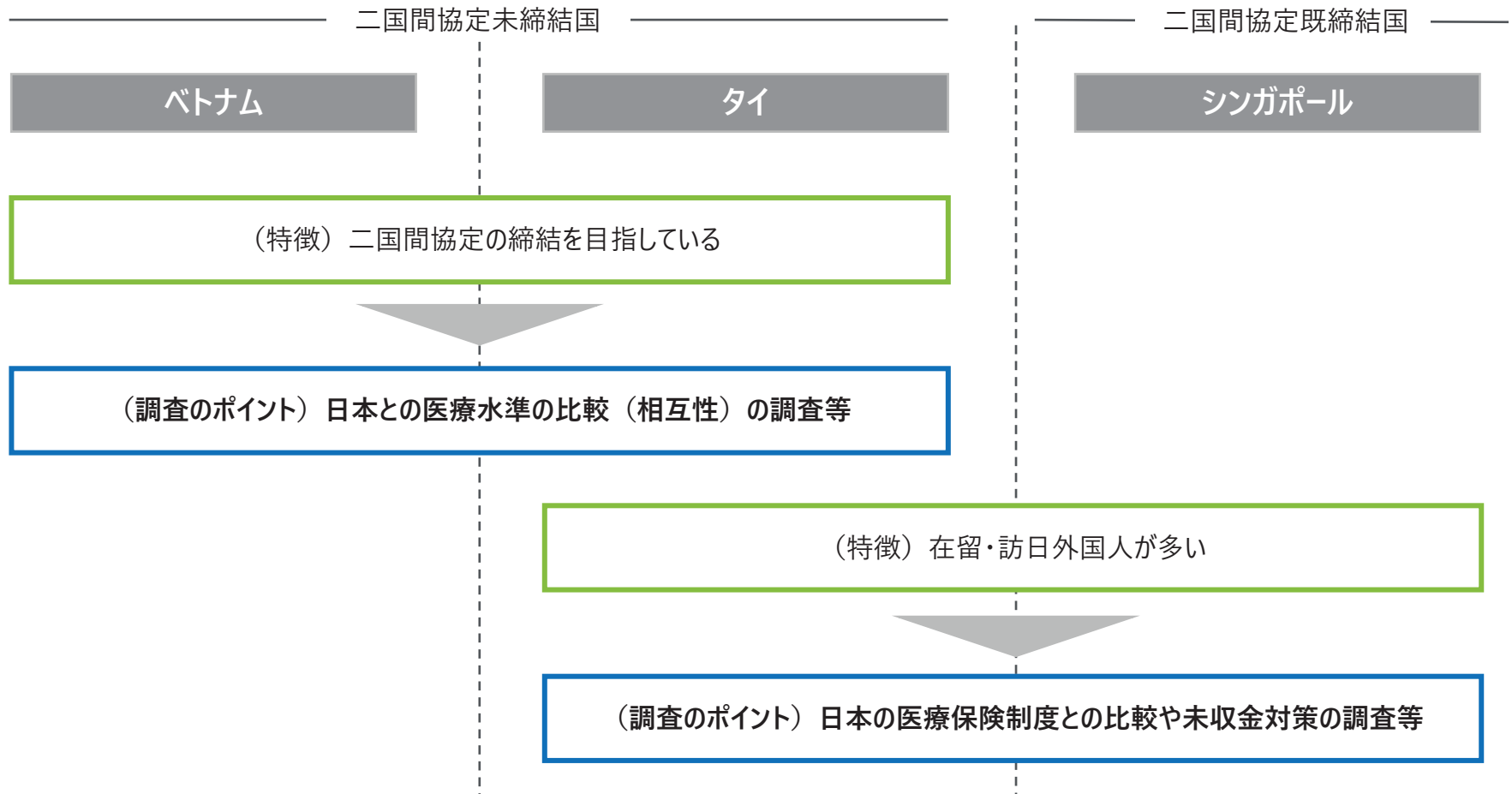
国家戦略特区においては、**外国人一般を対象とした外国医師の診察業務に係る二国間協定の締結国の追加**について、自治体からの提案を受けて、相手国との交渉の結果、二国間協定の締結が決まった際には、相手国と調整の上、英語による医師国家試験を実施するための必要な措置を、2022年度中を目途に講ずる。

■ 二国間協定締結のための要請書

- 厚生労働省医政局に提出する「**外国の医師又は歯科医師の受入れに関する要請書**」の記載内容の根拠情報を収集し、整理した
 1. 外国医師等の受入れ対象国
 2. 外国医師等の診療対象（当該国の国民及びこれに準ずる者）
 3. 外国医師等の受入地域及び受入地域ごとの受入人数
 4. 受入地域において外国医師等を受け入れる必要性
 5. 受入地域における外国人の医療需要及びその推移（受入地域の外国人の国籍別かつ年齢別の人数及びその推移等）
 6. 受入地域における外国人に対する医療提供体制
 7. 地域の外国人の在留状況を把握している団体の意見

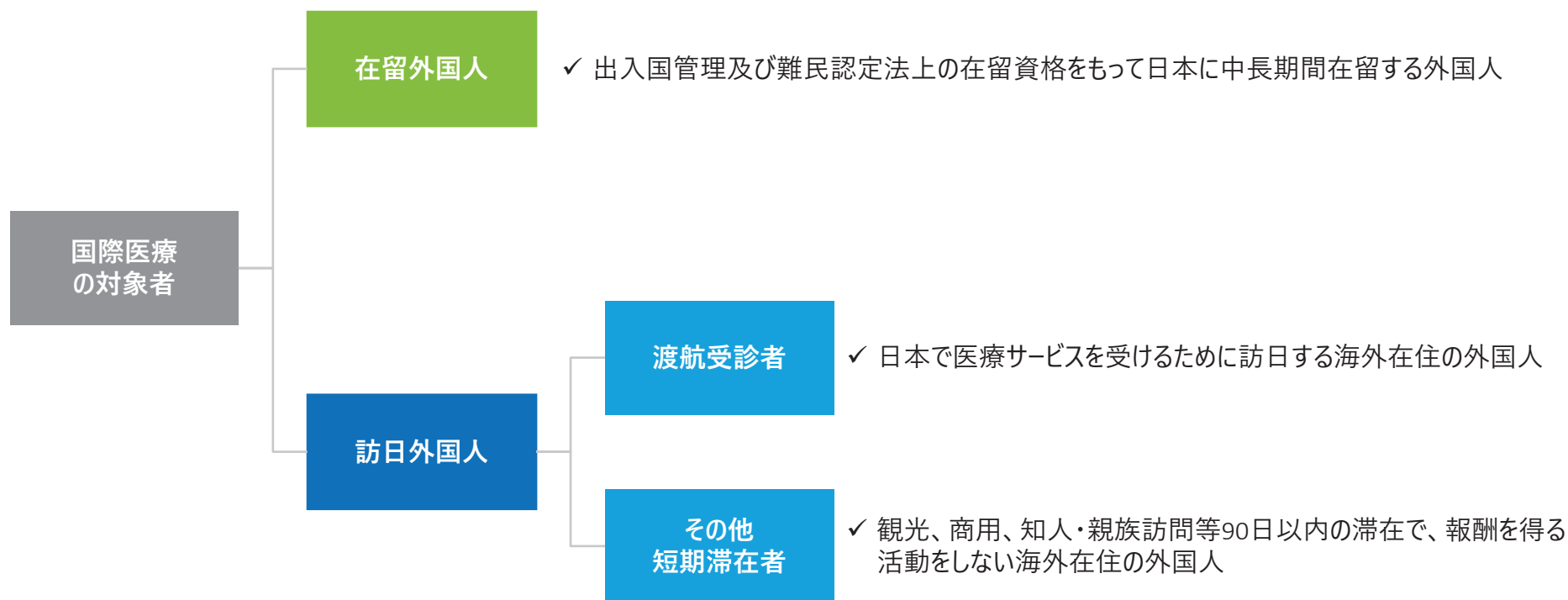
海外調査では二国間協定の締結を目指しているベトナム、タイの医療水準や医療サービスの相互性と、外国人患者の受入れに積極的なタイ、シンガポールの医療制度等を調査した

海外調査のポイント



本報告書において、国際医療の対象は在留外国人と訪日外国人であり、訪日外国人には渡航受診者とその他短期滞在目的で来日する者が含まれる

国際医療の対象者（本報告書での定義）



出所：法務省「用語の解説」(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001342798.pdf>)

経済産業省「医療渡航支援企業向け情報」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryou/inbound/coordinator/index.html)

経済産業省「渡航受診者の受入支援（インバウンド）」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryou/inbound/index.html)

2. 国内調査

2.1 大阪府・大阪市の外国人の在留状況

大阪府の地域別に見ると、外国人宿泊者数が多いのは大阪市域と泉州地域である。また大阪市内で在留外国人が最も多いのは生野区である

大阪府の外国人が多い地域

外国人延べ宿泊者数

- ✓ 新型コロナウイルス感染症が拡大する以前、**大阪市域**と**泉州地域**では外国人延べ宿泊者数が100万人を超えており、2016～2019年にかけて宿泊者数が2倍弱に増加している

在留外国人

- ✓ 大阪市の区の中で、在留外国人数が最も多いのは**生野区**であるが、次に多い**西成区**は他区が減少傾向の中、増加傾向にある
- ✓ **在留ベトナム人数は増加傾向**にあり、2017～2021年で約2倍に増加しているが、**在留タイ人数は横ばい**である

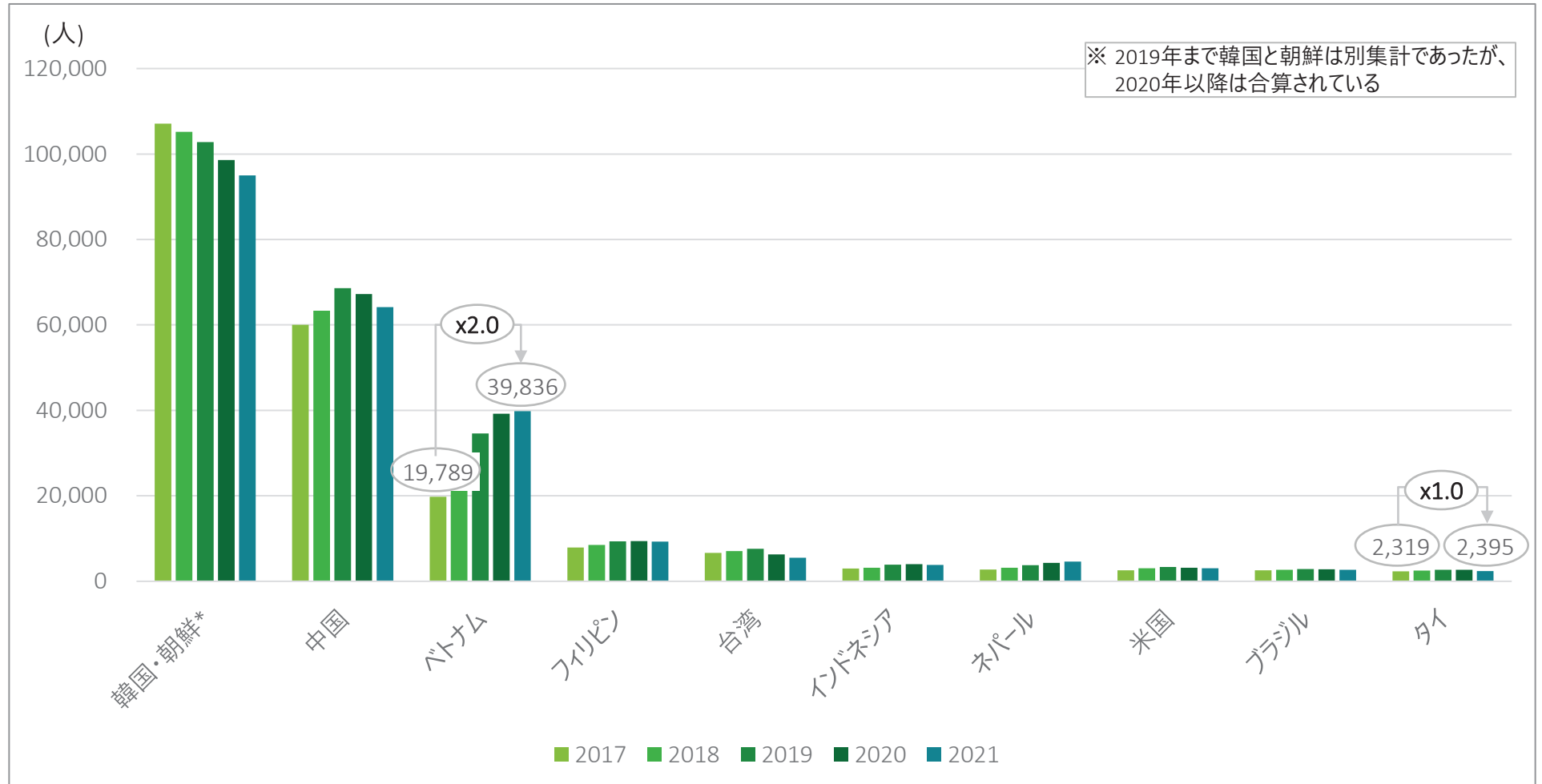
(詳細は次頁以降の統計資料を参照)



出所：illustAC「大阪府地図」のイラスト素材(https://www.ac-illustr.com/main/search_result.php?word=%E5%A4%A7%E9%98%AA%E5%BA%9C%E5%9C%B0%E5%9B%B3&yclid=YSS.1000030510.EAlaIqobChMI69Dgj5WS_QIV9NdMaH0TMQP6EAAYASAAEgKdePD_BwE)

大阪府の在留ベトナム人数は2017～2021年にかけて約2倍に増加しているが、在留タイ人数は横ばいである

大阪府・国別在留外国人人数(TOP10)

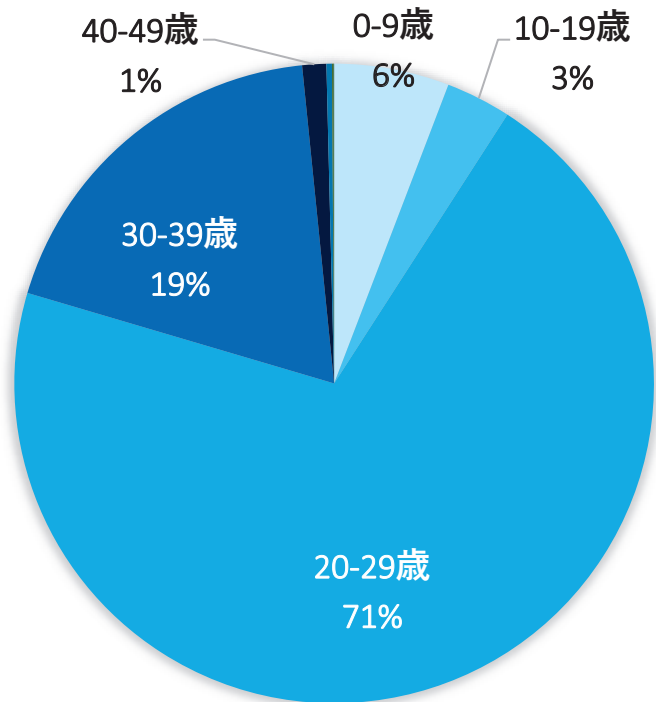


出所：大阪府「府内在留外国人人数(<https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/tourokusyasuu30/index.html>)」

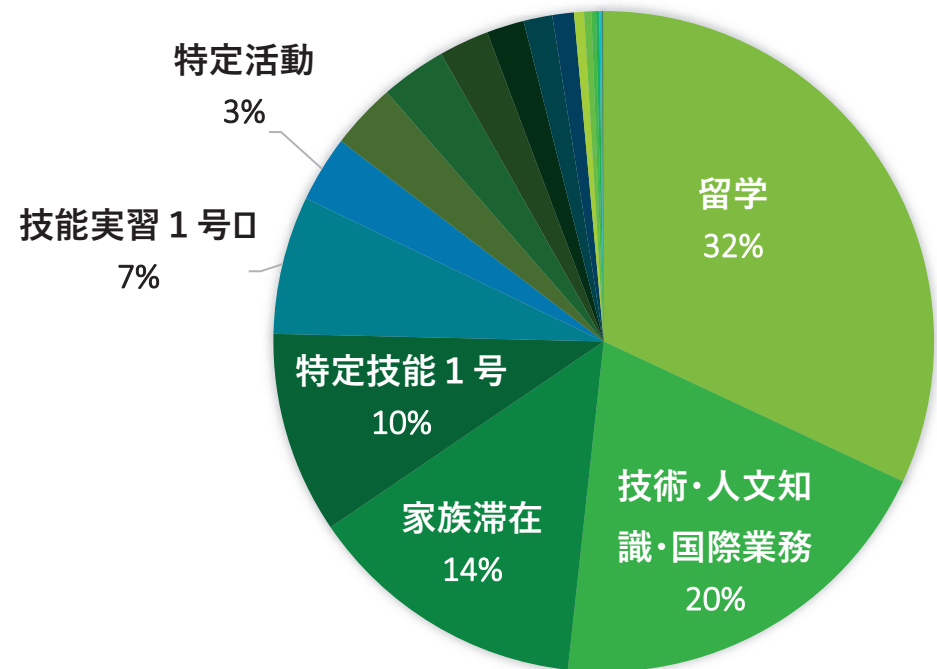
大阪市の在留ベトナム人は71%が20代であり、在留資格別に見ると留学と技術・人文知識・国際業務で52%を占めている

大阪市の在留ベトナム人の年代別・在留資格別割合

年代別割合(2023年2月)



在留資格別割合(2023年2月)

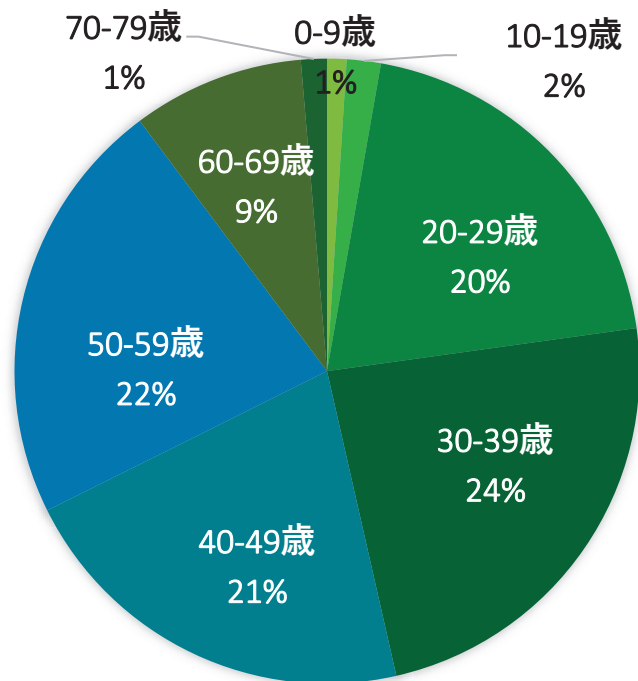


出所: 大阪市内在住の外国人の在留資格別データ(大阪市)より作成

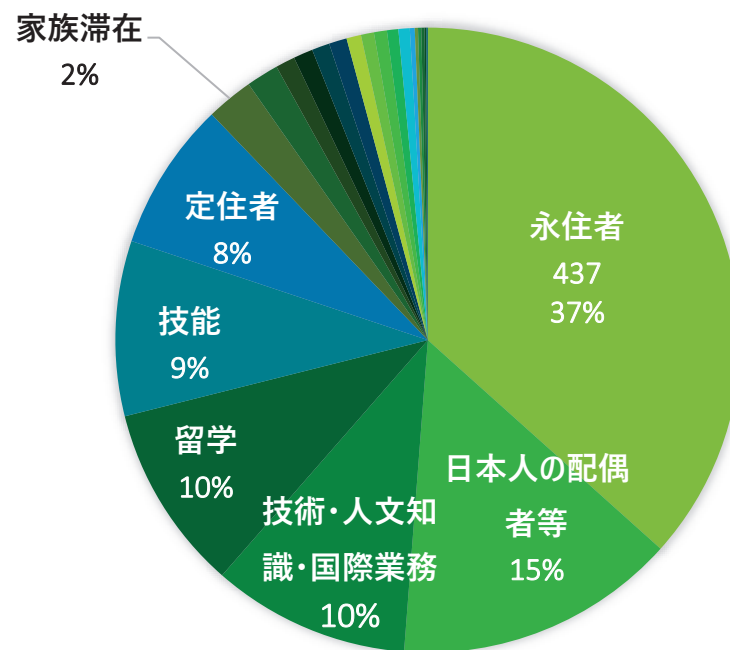
大阪市の在留タイ人は20代から50代までの各年代とも20%前後を占めており、在留資格別に見ると永住者と日本人の配偶者等で52%を占めている

大阪市の在留タイ人の年代別・在留資格別割合

年代別割合(2023年2月)



在留資格別割合(2023年2月)



出所: 大阪市内在住の外国人の在留資格別データ(大阪市)より作成

2.2 訪日外国人、在留外国人の医療需要

来阪外国人旅行者の受診者数は外国人観光客が訪日旅行中に怪我・病気になった割合に基づき推定し、在留外国人の受診者数は日本の全国の実受療率に基づき推定した

大阪府・大阪市の外国人受診者数の推定根拠

来阪外国人旅行者数

大阪府に訪れる外国人旅行者数を大阪府観光統計調査と同様の方法により推計

訪日旅行中に怪我・病気になった割合 (年間)

観光庁の調査結果による東南アジアからの観光客が訪日旅行中に怪我・病気になった割合を採用

来阪外国人旅行者の受診者数推定値

大阪府・大阪市の在留外国人数

政府統計の「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」及び「市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」に基づく人数

全国の実受療率 (1日当たり)

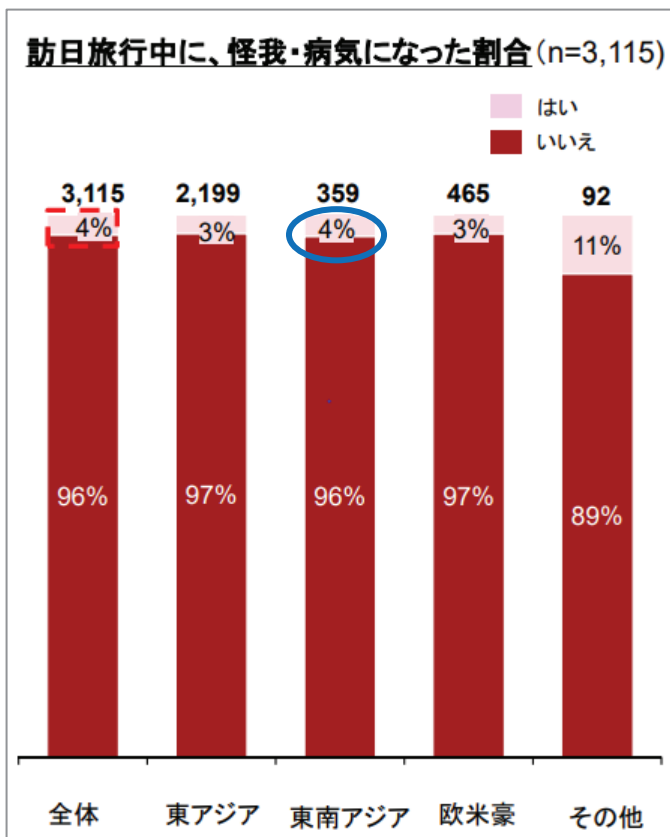
厚生労働省が3年ごとに発表する全国の実受療率(人口10万対)を採用

在留外国人の受診者数推定値

東南アジアからの観光客が訪日旅行中に怪我・病気になった割合は4%である。また、全国の受療率は入院が約1.0%、外来が約5.7%である

訪日旅行中に怪我・病気になった割合

■ 外国人観光客の医療等の実態調査（観光庁）



全国の受療率

■ 全国の受療率（人口10万対）（厚生労働省）

年	入院		外来	
	総数/人口10万人	割合	総数/人口10万人	割合
2014	1,038	1.04%	5,696	5.70%
2017	1,036	1.04%	5,675	5.68%
2020	960	0.96%	5,658	5.66%

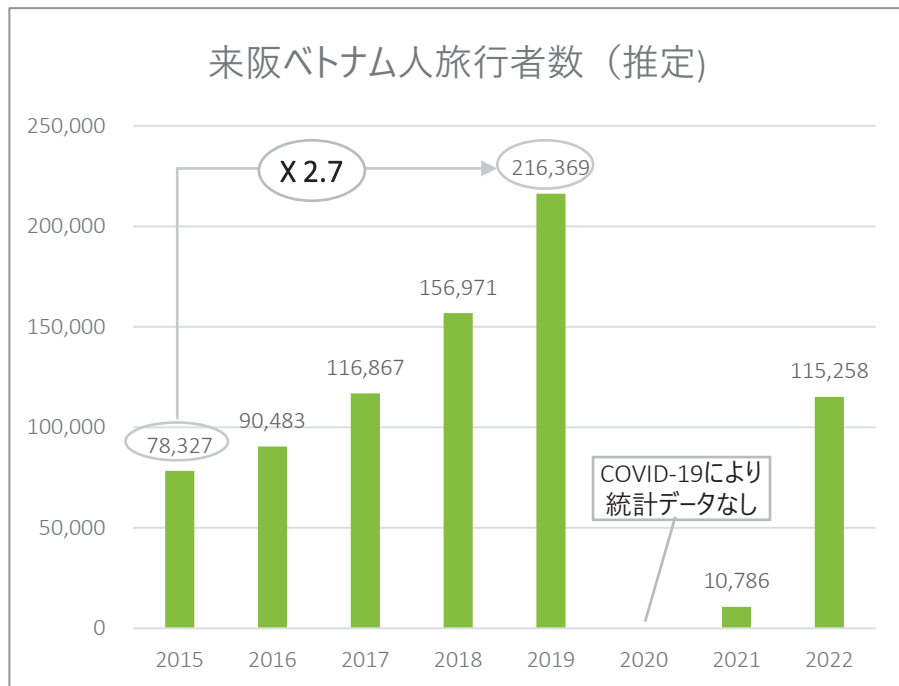
表4 性・年齢階級別にみた受療率（人口10万対）

年齢階級	入院			外来		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	960	910	1,007	5,658	4,971	6,308
0歳	1,065	1,155	971	7,296	7,403	7,185
1～4	134	153	115	6,327	6,540	6,103
5～9	71	79	64	4,816	5,078	4,540
10～14	99	106	92	3,313	3,300	3,328
15～19	123	121	126	2,178	1,993	2,372
20～24	141	128	156	2,321	1,782	2,885
25～29	198	142	258	2,692	1,867	3,563
30～34	246	165	331	3,043	2,149	3,977
35～39	257	215	301	3,174	2,300	4,074
40～44	273	278	267	3,480	2,760	4,220
45～49	345	387	302	3,745	3,063	4,444
50～54	478	551	404	4,285	3,602	4,977
55～59	664	776	551	5,113	4,368	5,856
60～64	895	1,064	730	6,113	5,509	6,702
65～69	1,207	1,444	983	7,951	7,369	8,500
70～74	1,544	1,797	1,318	9,649	9,165	10,083
75～79	2,204	2,461	1,997	11,527	11,132	11,843
80～84	3,234	3,440	3,088	11,847	12,077	11,685
85～89	4,634	4,795	4,546	10,728	11,308	10,411
90歳以上	6,682	6,706	6,673	9,248	9,667	9,107
(再掲)						
65歳以上	2,512	2,518	2,507	10,044	9,718	10,295
70歳以上	2,899	2,887	2,907	10,665	10,525	10,766
75歳以上	3,568	3,534	3,590	11,166	11,332	11,059

注：総数には、年齢不詳を含む。

大阪府のベトナム人旅行者数はCOVID-19の影響を受けたものの2022年には回復傾向にあり、在留ベトナム人数はコロナ禍でも増加し続けているため受診者数も増加傾向にある

大阪府のベトナム人数と受診者数の推移



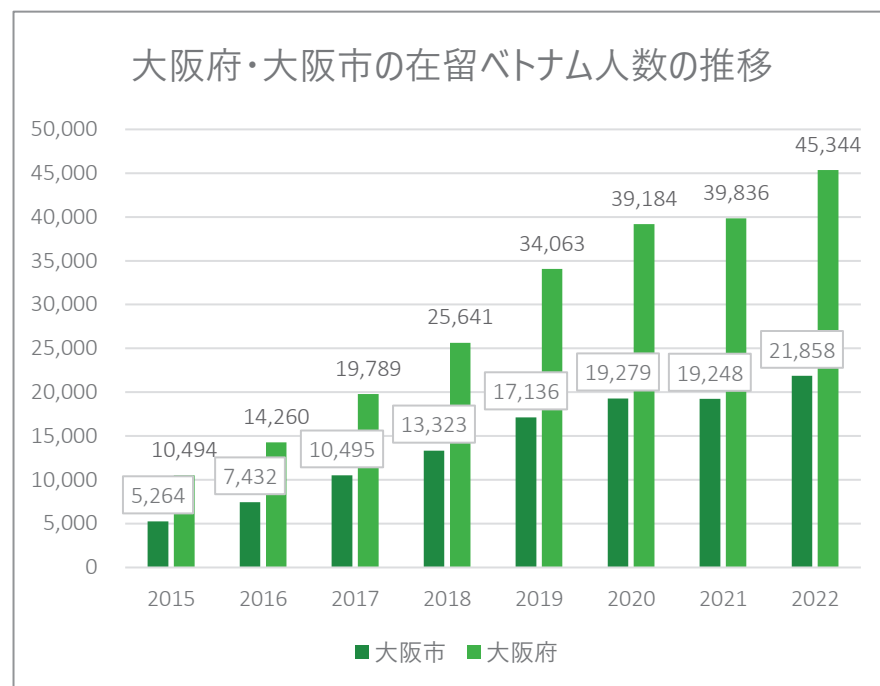
日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数調査」「訪日外国人消費動向調査」より作成

■ 来阪ベトナム人旅行者の年間受診者数（推定）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受診者数	4,675	6,279	8,655	-	431	4,610

観光庁「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査医療等の実態調査(令和2年)」によると東南アジアからの訪日外国人旅行者が旅行中に怪我・病気になった割合は4%

出所：厚生労働省「全国の上乗率（人口10万対）(2017年、2020年)」、
政府統計「市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」より作成



政府統計「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」より作成

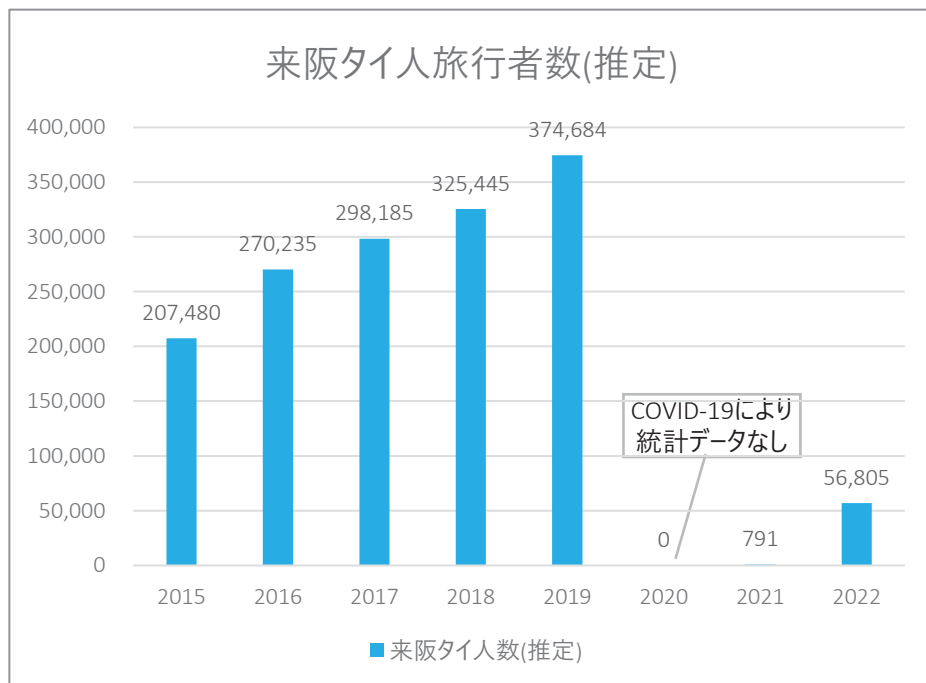
■ 大阪府の在留ベトナム人の1日当たりの受診者数（推定）

		2017	2018	2019	2020	2021	2022
大阪市	入院	109	138	178	185	185	210
	外来	596	756	972	1091	1089	1237
大阪府	入院	205	266	353	376	382	435
	外来	1,123	1,455	1,933	2,217	2,254	2,566

各年の直近に発表された受療率を採用の上算定

来阪タイ人旅行者数も回復しつつあるが、ベトナムと比べると緩やかであり、在留タイ人数は2018年以降約2,500人前後で横ばいであるため受診者数に大きな変化はない

大阪府のタイ人数と受診者数の推移

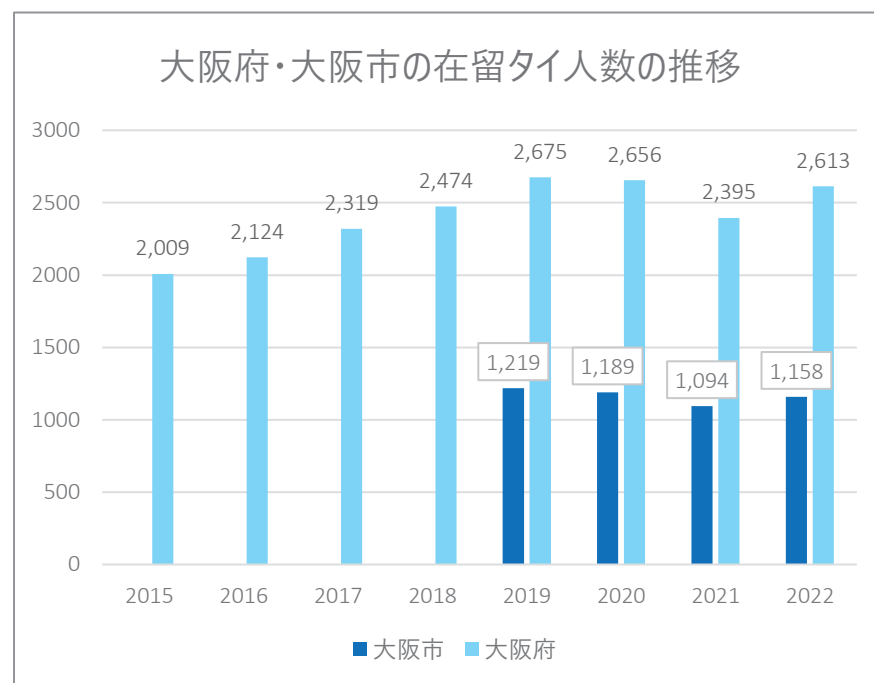


日本政府観光局(JNTO) 「訪日外客数調査」「訪日外国人消費動向調査」より作成

■ 来阪タイ人旅行者の年間受診者数（推定）

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
受診者数	11,927	13,018	14,987	-	32	2,272

観光庁「訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査医療等の実態調査(令和2年)」によると東南アジアからの訪日外国人旅行者が旅行中に怪我・病気になった割合は4%



政府統計「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」より作成

■ 大阪府の在留タイ人の1日当たりの受診者数（推定）

		2017	2018	2019	2020	2021	2022
大阪市	入院	-	-	13	11	11	11
	外来	-	-	69	67	62	66
大阪府	入院	24	26	28	25	23	25
	外来	132	140	152	150	136	148

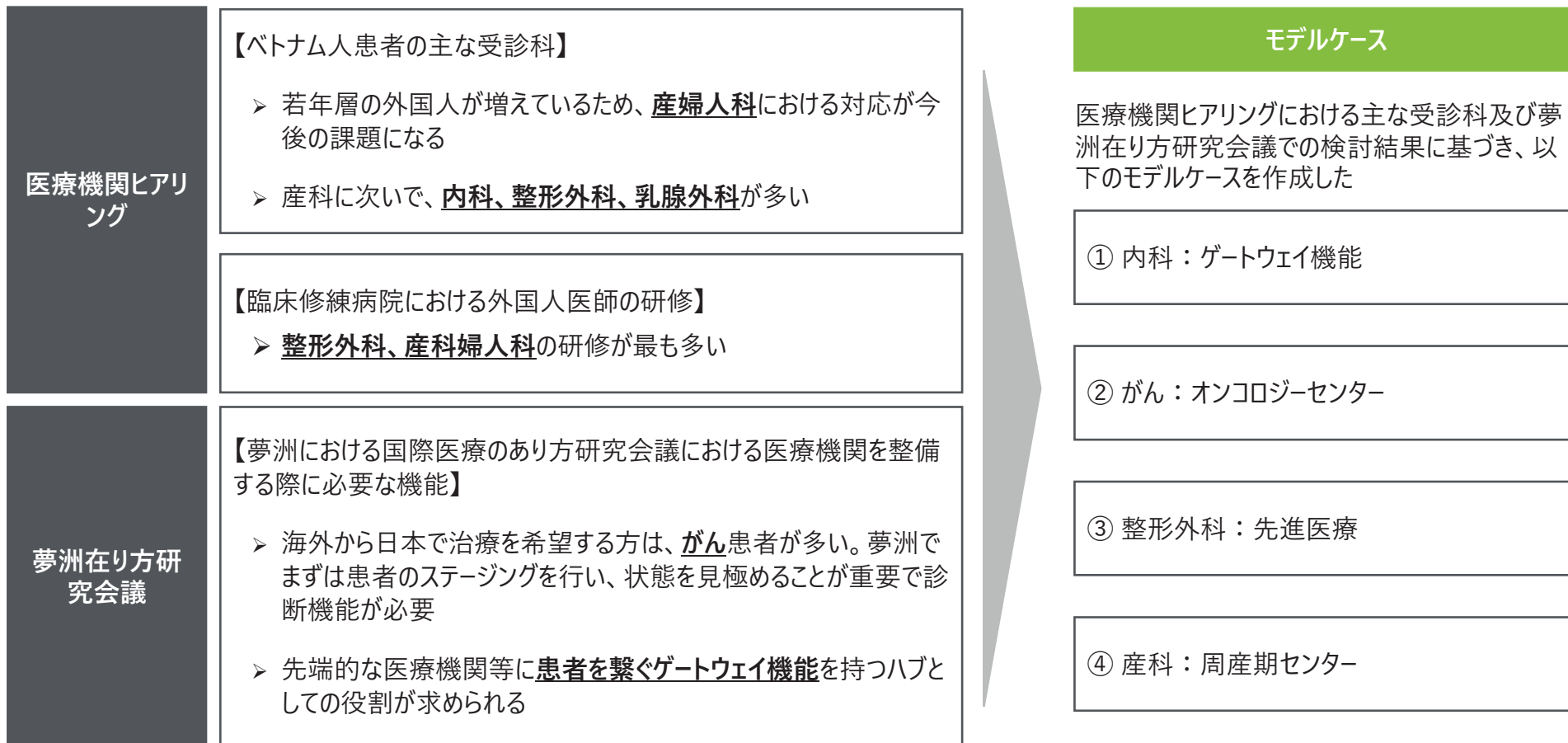
各年の直近に発表された受療率を採用の上算定

出所：厚生労働省「全国の上療率（人口10万対）(2017年、2020年)」
政府統計「市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」より作成

3. 外国医師を受け入れる診療科の検討

医療機関からのニーズ及び夢洲在り方研究会議でのとりまとめに基づき、「内科」、「がん」、「整形外科」、「産科」のモデルケースを作成した

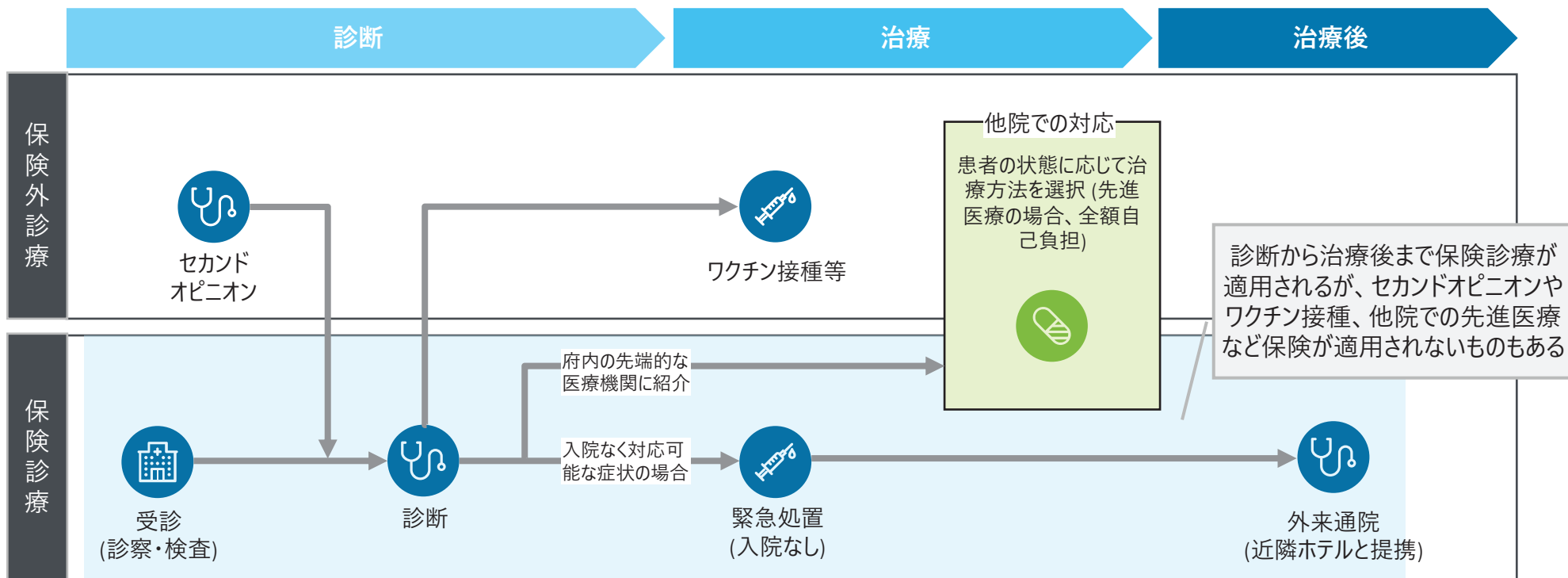
外国医師を受け入れる診療科のモデルケースの検討



内科では、保険診療と保険外診療が適用されるケースが多く混在しており、ゲートウェイ機能として診断や初期治療の実施にあたり、双方を取り扱う必要がある

モデルケース(①内科：ゲートウェイ機能)

- ✓ 内科では、「夢洲における国際医療のあり方研究会議」に基づいたモデルをベースとし、全身スクリーニングが可能な検査機器を導入するなど手厚い検査と的確な診断を行った上で、大阪府内の先端的な医療機関等に患者を紹介する
- ✓ 内科での治療は、入院を伴わない程度の治療とし、近隣ホテルとの連携等を基本とする。セカンドオピニオンや感染症におけるトラベルワクチンなどの予防接種については、保険外診療(自費診療)となる

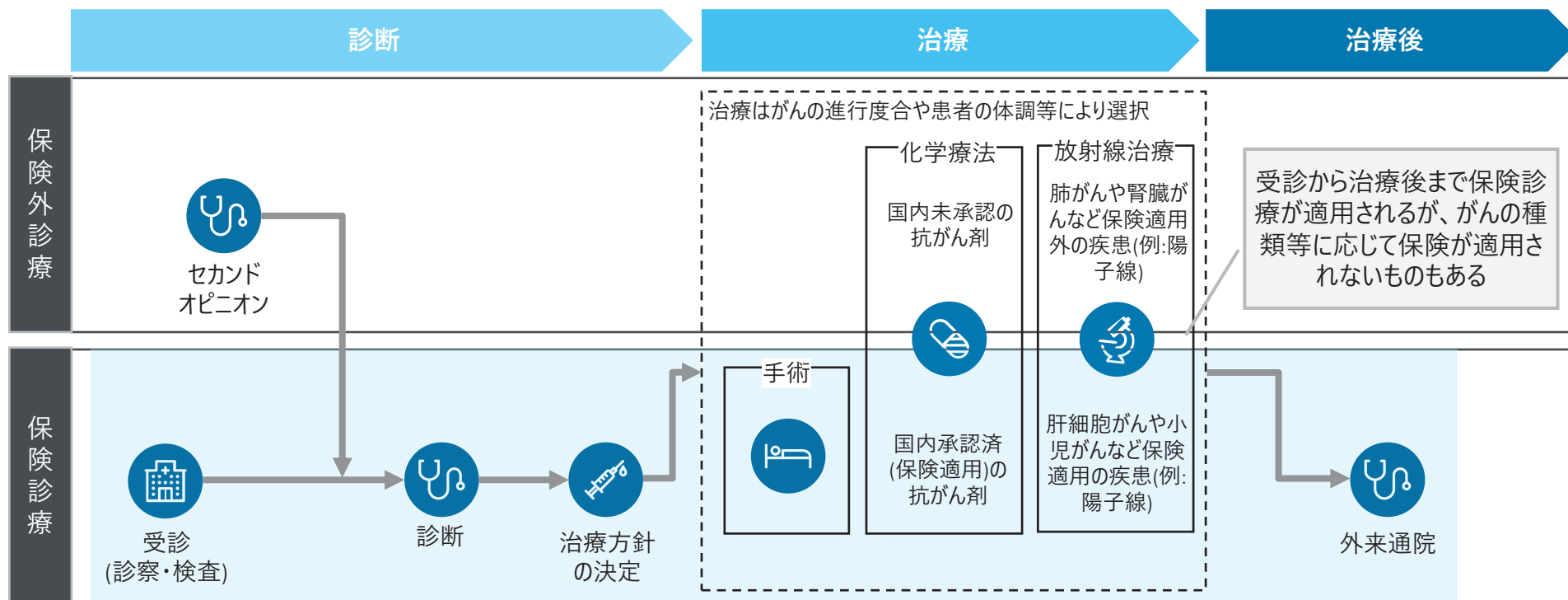


※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

オンコロジーセンターにおいても、がんの種類や進行度合に応じて保険外診療と保険診療が適用されるケースとが混在する

モデルケース(②がん：オンコロジーセンター)

- ✓ オンコロジーセンターでは、保険診療に含まれているがんの治療方法は全体の一部である
- ✓ セカンドオピニオンや国内未承認の抗がん剤 (米国や欧州では承認を受けているもの) を使用した化学療法、保険適用外となる疾患または部位の放射線治療等については、保険外診療(自費診療)となるケースがある

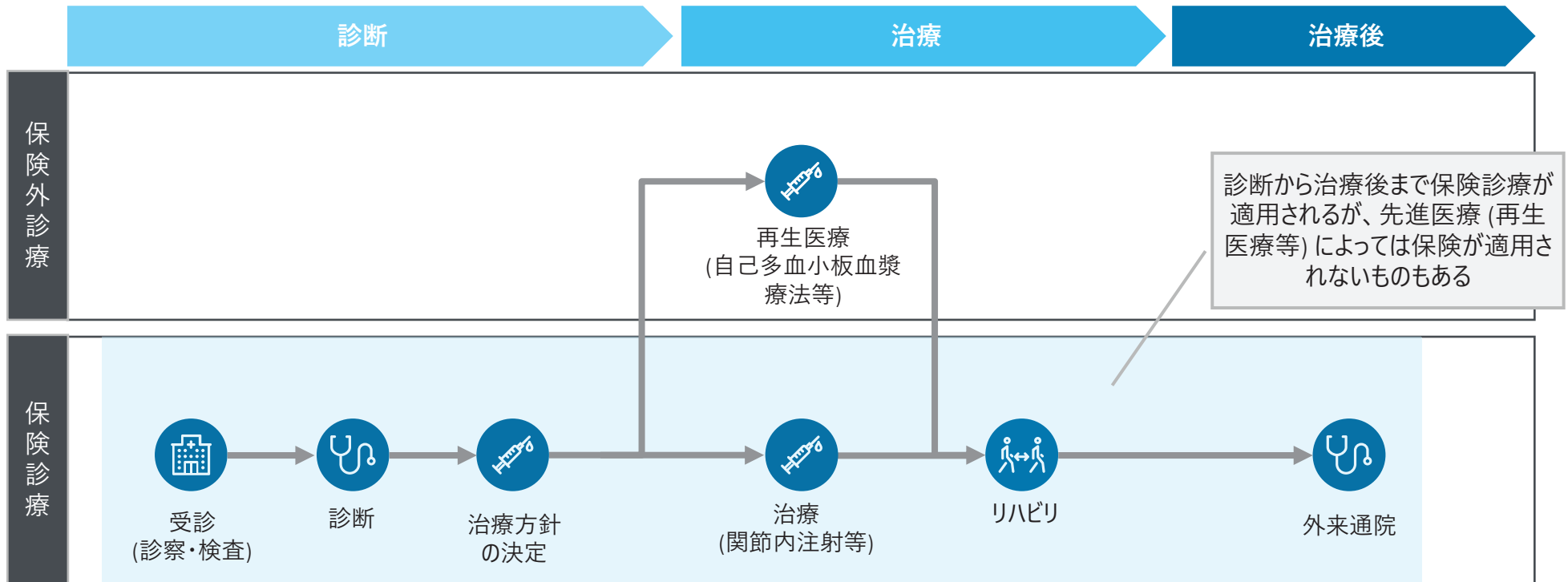


※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

整形外科においても、先進医療 (再生医療等) を行う場合、保険外診療と保険診療が適用されるケースとが混在する

モデルケース(③整形外科 : 先進医療)

- ✓ 整形外科では、診断から治療後までの大半が保険診療である
- ✓ 保険診療の適用範囲内で治療を行うケースもあれば、症状によっては保険外診療に該当する再生医療等の先進医療を施すケースもある。その後、保険診療によるリハビリを実施する

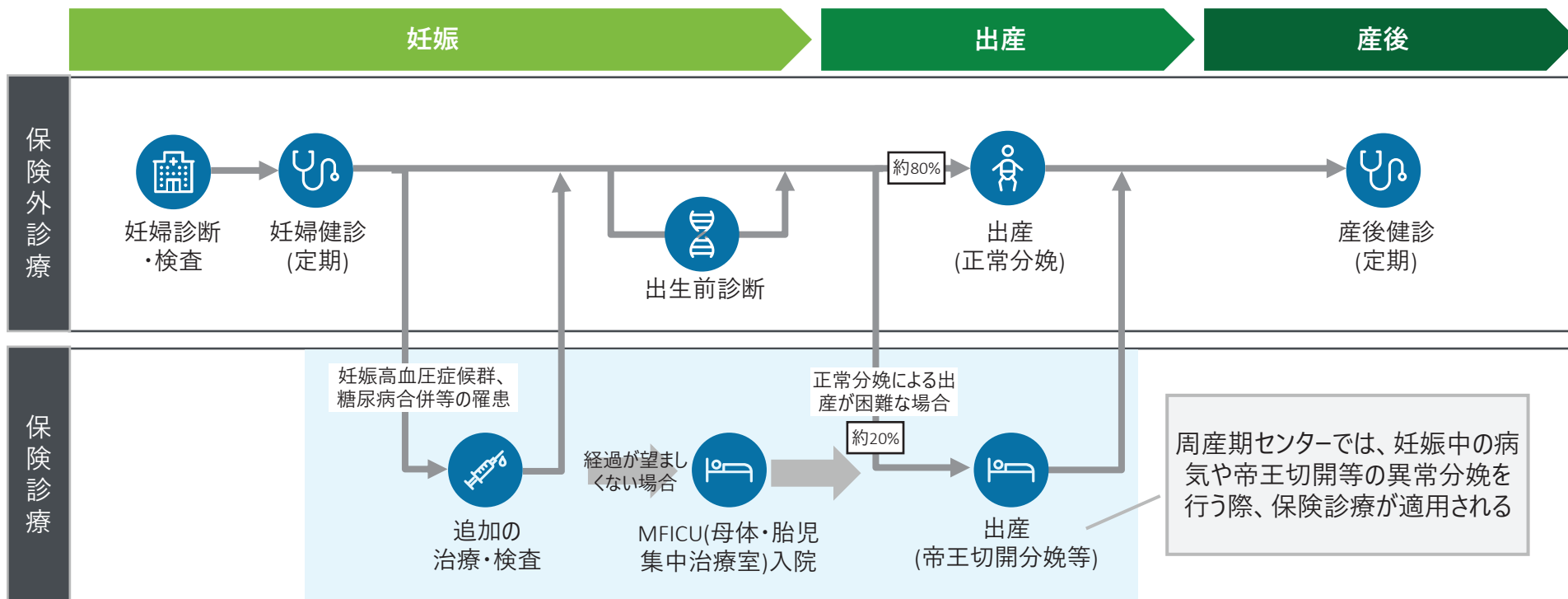


※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

周産期センターでは、保険診療が多く適用されており、外国人患者へ外国人医師が一貫したケアを行う場合、保険外診療と保険診療の双方を取り扱う必要がある

モデルケース(④産科：周産期センター)

- ✓ 周産期センターでは、**通常分娩による出産や妊婦健診は保険外診療(自費診療)**であり、保険診療は適用されない(保険者から出産育児一時金、自治体から妊産婦健康診査受診票の配布)
- ✓ ただし、何か特別な問題が生じた場合（例えば妊娠高血圧症候群、糖尿病合併、切迫早産など）は、その治療や検査、受診に関わる料金のみ保険診療が適用される



※訪日外国人を対応する場合、全て保険外診療

4. 海外調査

4.1 ベトナムの医療水準

日本と比較すると乳幼児死亡率は8.0倍、妊産婦死亡率は8.6倍高く、医療水準は日本と比較するとやや劣る状況である

健康水準・医療水準

	ベトナム		日本	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命(2019年)	71.3歳	79.5歳	81.4歳	87.5歳
	75.4歳		84.4歳	
5歳未満の乳幼児死亡率 1,000人当たり(2019年)	19.9人		2.5人	
妊産婦死亡率 10万人当たり(2017年)	-	43人	-	5.0人
18-69歳の人口に占める 肥満 ^{注1)} の人の割合(2015 年)	14.9%	16.4%	32.2% ^{注2)}	21.9% ^{注3)}
15歳以上の人口に占める 喫煙者の割合(2015年)	45.3%	1.1%	27.8%(2018年)	8.7%(2018年)

注1)BMI25以上

注2,3)20歳以上の人口に占める肥満の割合(2018年のデータ)

出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

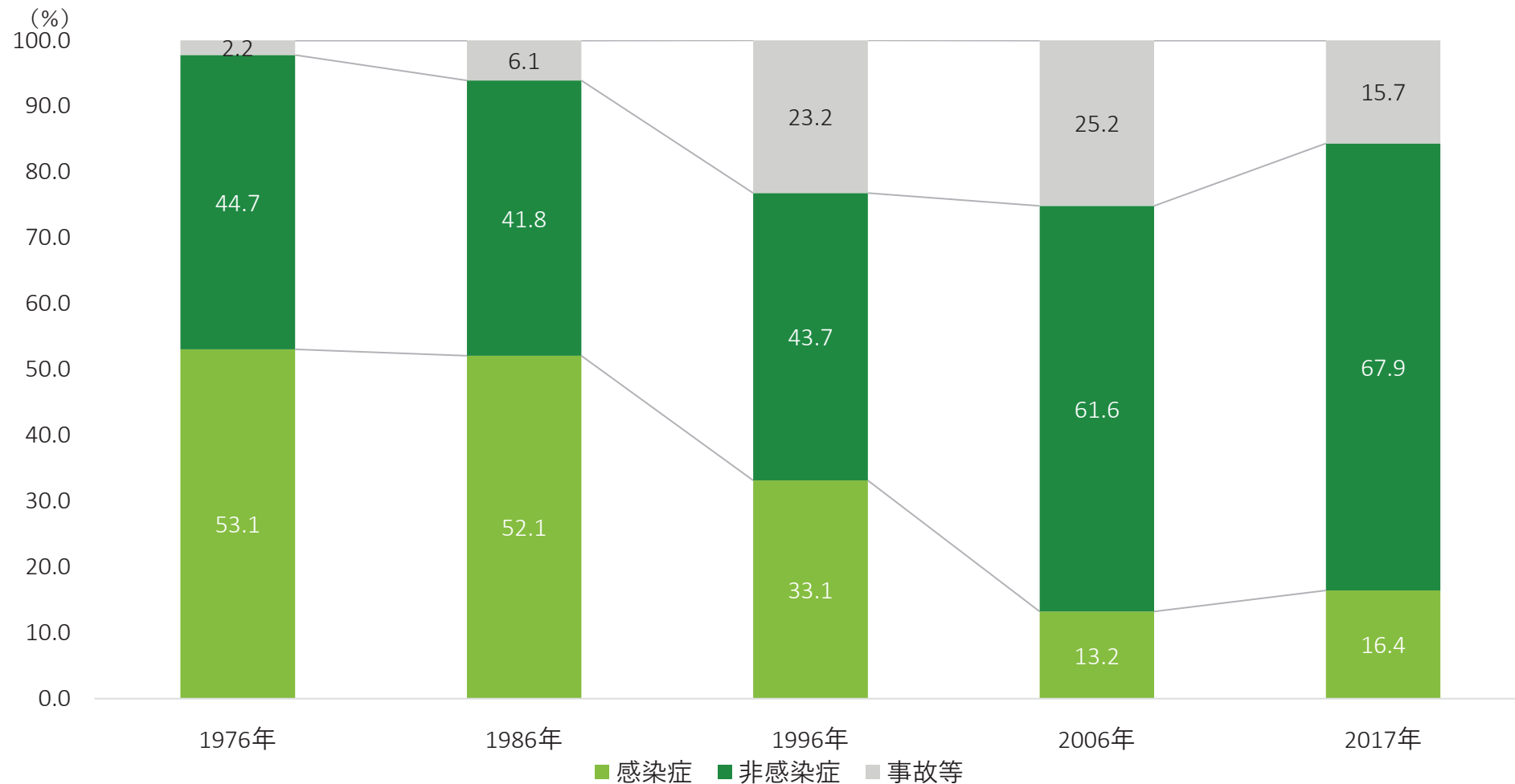
Global Obesity Observatory (https://data.worldobesity.org/country/vietnam-232/#data_prevalence, https://data.worldobesity.org/country/japan-105/#data_prevalence)

Global Adults Tobacco Survey Viet Nam 2015 (https://cdn.who.int/media/docs/default-source/ncds/ncd-surveillance/data-reporting/viet-nam/gats/vietnam-country-report-2015.pdf?sfvrsn=89e33cda_2&download=true)

Japan Tobacco Inc. (https://www.jt.com/media/news/2018/pdf/20180730_02.pdf)

死亡要因も近年変化が大きく、1996年以降「感染症」が減少し、「非感染症」が増加する傾向にある

死亡要因の割合の推移



出所: ベトナム保健省「HEALTH STATISTICS YEARBOOK 2017」 (<https://www.moh.gov.vn/thong-ke-y-te>)

死亡要因は、心臓・脳、呼吸器系疾患を要因としたものが上位を占め、疾患は消化器系・呼吸器系疾患や周産期に加えて、高血圧症も上位に位置する

2017年における死亡要因 (Top10)

	死亡要因	10万人当たりの件数
1	心臓伝導障害及び心不整脈 (Conduction disorders and cardiac arrhythmias)	1.63
2	頭蓋内損傷 (Intracranial injury)	1.10
3	肺炎 (Pneumonia)	1.07
4	その他の損傷 (Other injuries of specified, unspecified and multiple body regions)	1.06
5	急性心筋梗塞 (Acute myocardial infarction)	0.81
6	その他の呼吸器系の疾患 (Other diseases of respiratory system.)	0.69
7	HIV (Human immuno deficiency virus disease)	0.67
8	敗血症 (Septicemia)	0.56
9	脳内出血 (Intracerebral haemorrhage)	0.47
10	心不全 (Heart failure)	0.40

2017年における疾患 (Top10)

	疾患	10万人当たりの疾患数
1	胃炎及び十二指腸炎 (Gastritis and duodenitis)	1390.0
2	肺炎 (Pneumonia)	648.9
3	その他の損傷 (特定、非特定、多体) (Other injuries of specified, unspecified and multiple body regions)	641.3
4	その他の妊娠・分娩による合併症 (Other complications pregnancy and delivery)	545.4
5	急性咽頭炎及び急性扁桃炎 (Acute pharyngitis and acute tonsillitis)	534.4
6	(原発性) 高血圧症 (Essential (primary) hypertension)	475.0
7	急性気管支炎及び急性細気管支炎 (Acute bronchitis and acute bronchiolitis)	387.4
8	その他の背部障害 (Other dorsopathies)	286.4
9	その他の節足動物媒介ウイルス熱及びウイルス性出血性熱 (Other arthropod-borne viral fevers and viral haemorrhagic fevers)	232.6
10	他の肢の骨の骨折 (Fracture of other lim bones)	219.9

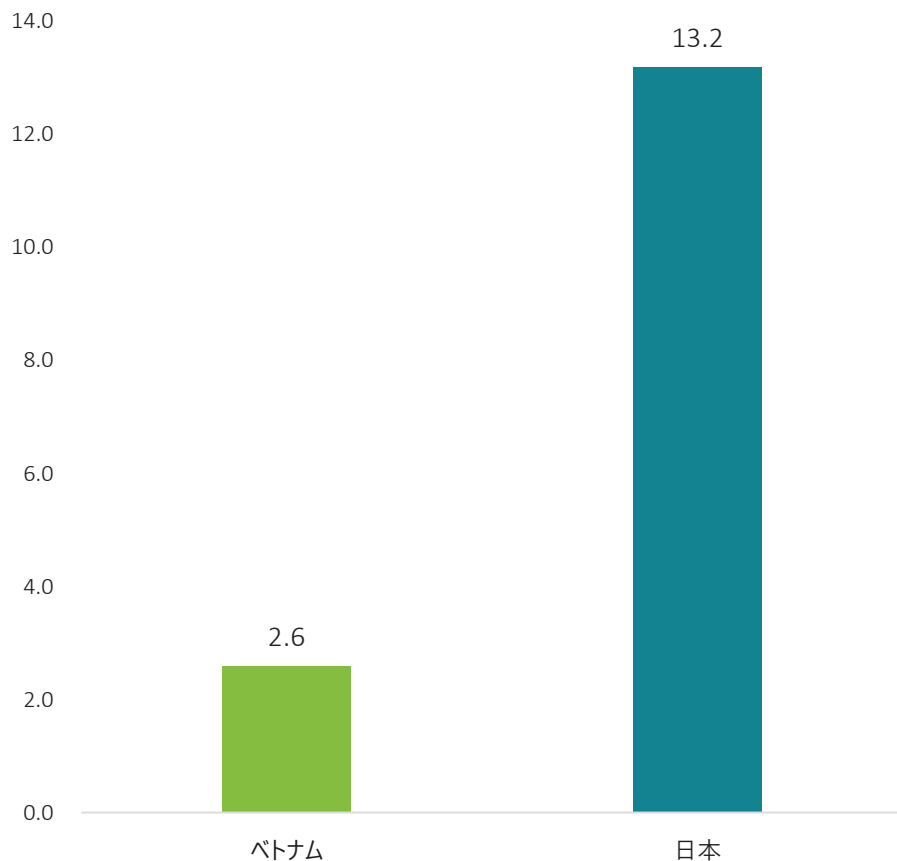
出所: ベトナム保健省「HEALTH STATISTICS YEARBOOK 2017」 (<https://www.moh.gov.vn/thong-ke-y-te>)

ベトナムの人口1,000人当たり病床数、医師・看護師数はいずれも日本と比較すると少ない

病床数・医療従事者（医師・看護師）数

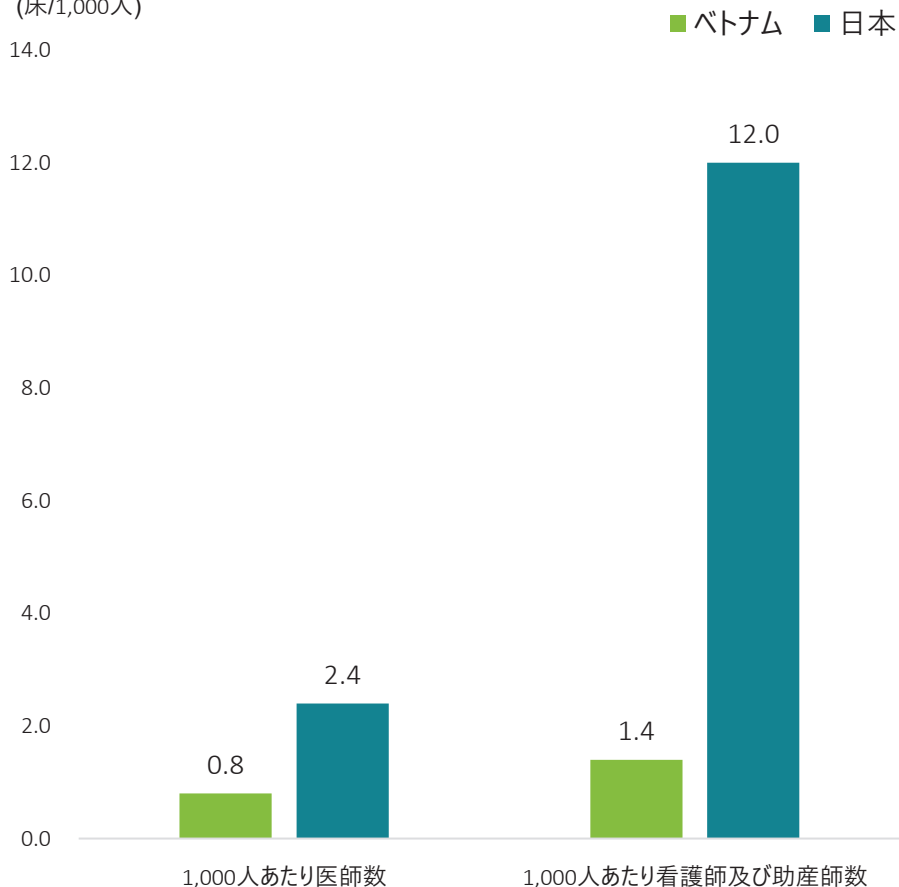
病床数(人口1,000人当たり, 2014年)

(床/1,000人)



医師・看護師数（人口1,000人当たり, 2016年）

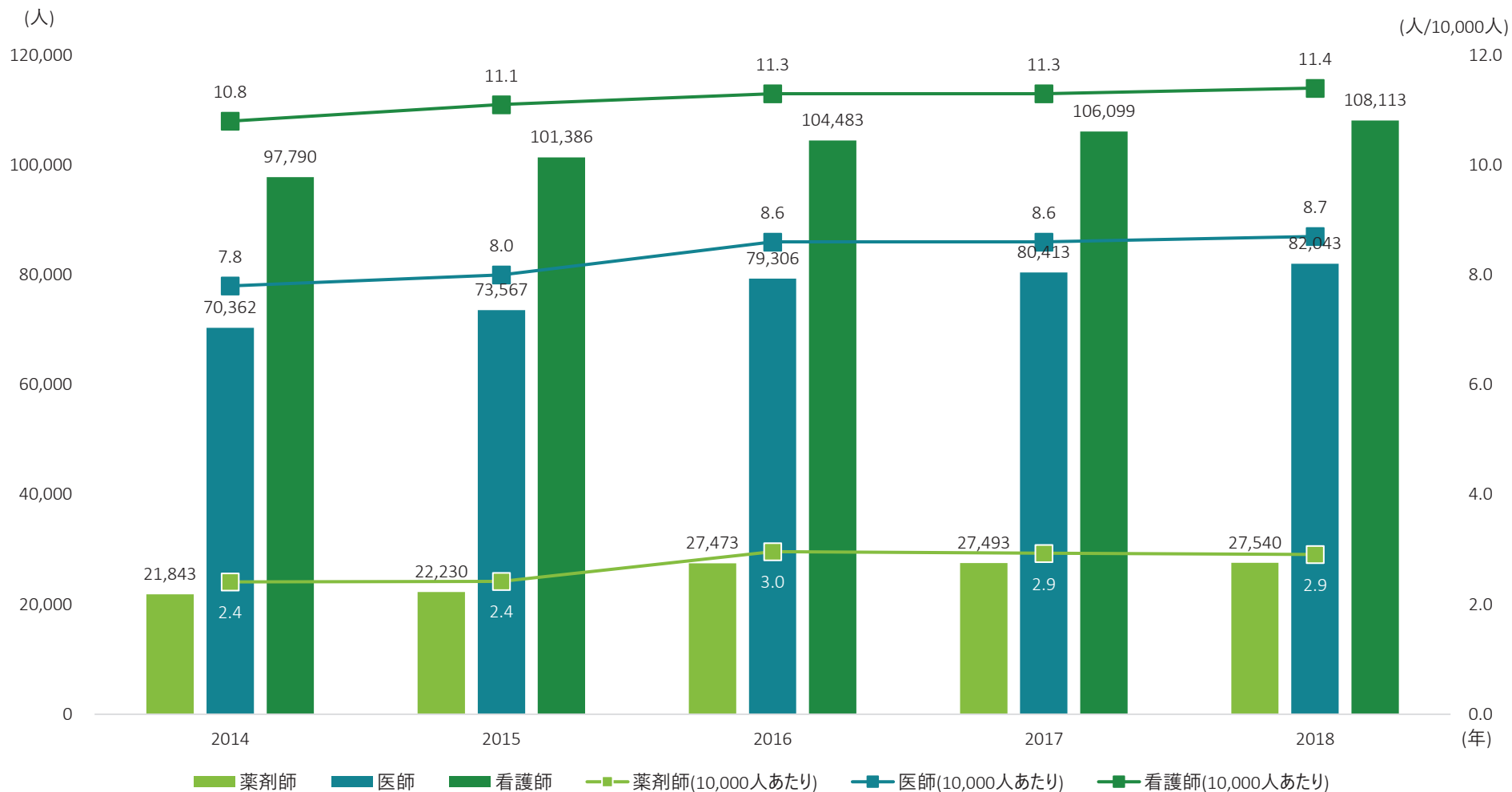
(床/1,000人)



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

国内の1万人当たり医療従事者数は微増傾向にある

医療従事者総数及び10,000人当たり医療従事者数



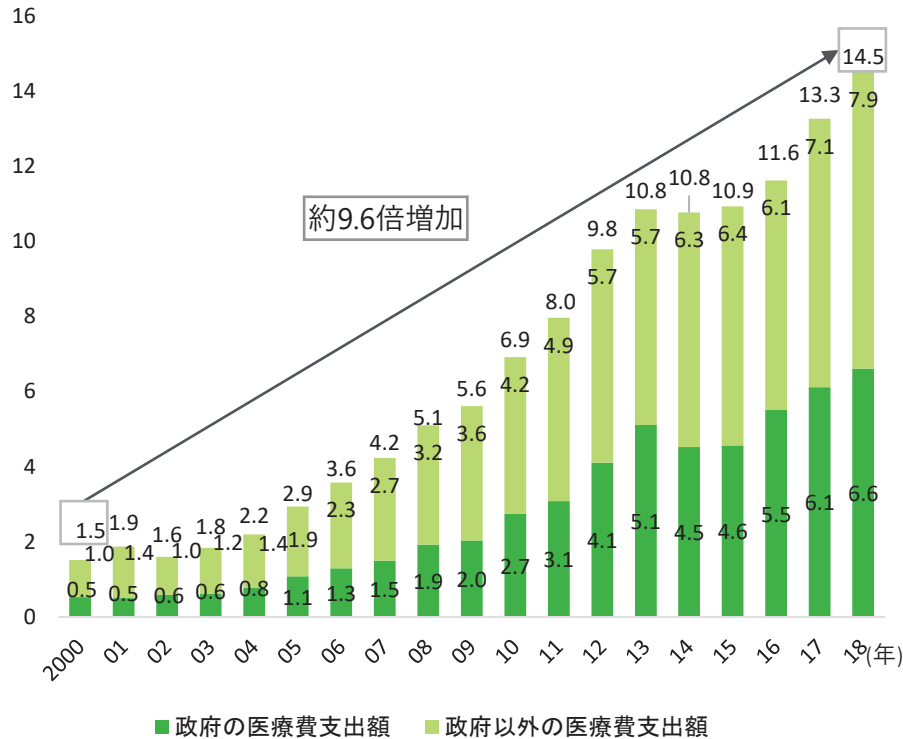
出所: バトナム保健省「HEALTH STATISTICS YEARBOOK」2018 (https://moh.gov.vn/documents/176127/0/NGTK+2018+final_2018.pdf/29980c9e-d21d-41dc-889a-fb0e005c2ce9)

医療費支出額は増加を続けており、18年間で医療費総額は約9.6倍、1人当たりの医療費支出額は約8.0倍近く増加している

医療費支出額

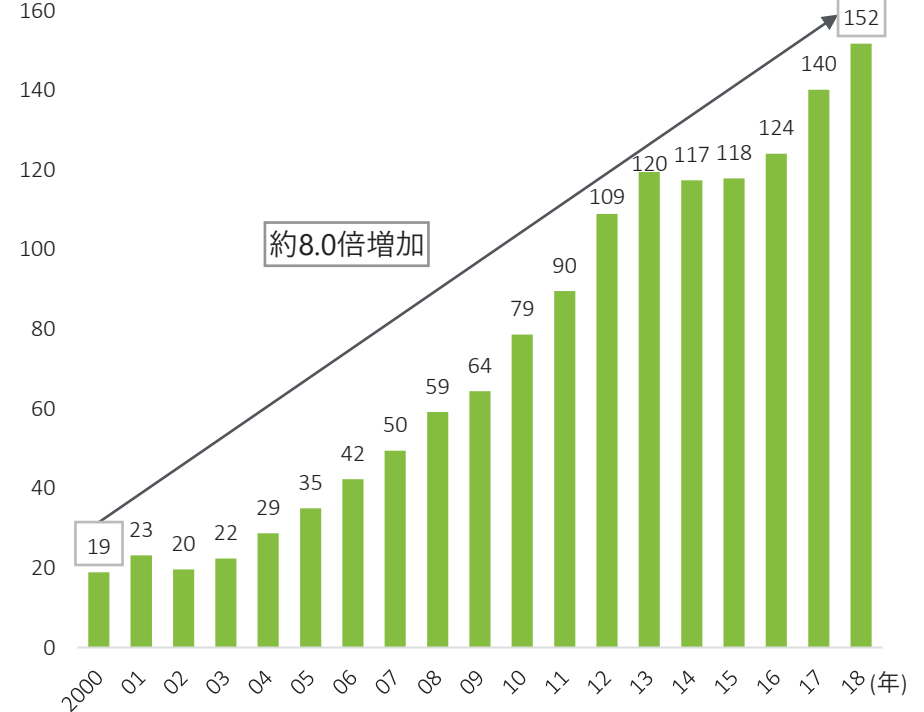
医療費の推移

(10億USD)



1人当たり医療費支出額

(USD)



※政府以外の支出・・・①民間資金+②外部財源

①民間資金・・・家計、企業、非営利団体からの資金等

②外部財源・・・外国からの直接送金及び政府が配分する外国送金等。国外から国内の医療制度に流入する全ての資金を含む

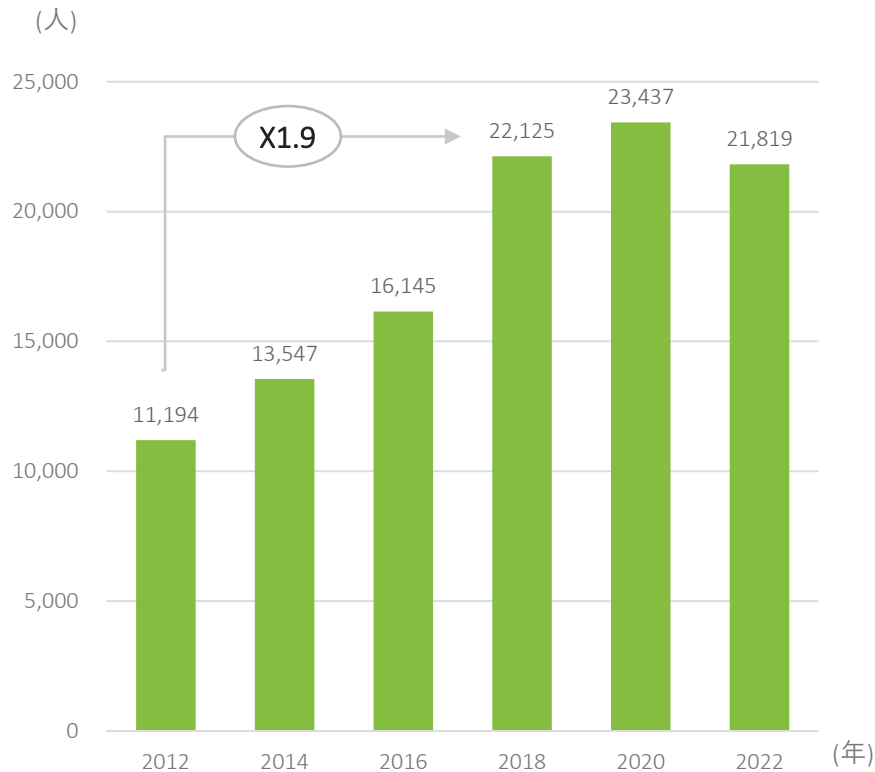
出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

4.2 ベトナムの日本人の医療事情

COVID-19以前は、日本人のベトナム在留者・旅行者数は増加傾向にあり、2012-2018年の期間において在留者数が1.9倍、旅行者数が1.4倍に増加した

ベトナムに居住・滞在する日本人数の推移

ベトナム在留日本人数の推移



訪越日本人旅行者数の推移



出所: 外務省海外在留邦人数調査統計(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_003338.html), Vietnam National Administration of Tourism (<https://www.vietnamtourism.gov.vn/en/post/14214>)

外務省はベトナムの推奨医療機関の一覧や医療水準に関する情報をHPに掲載している

外務省によるベトナムの推奨医療機関(1/2)

【ベトナムの医療事情】

- ・ 医療環境・水準ともに日本や周辺アジア先進国と比べ劣っている
- ・ 都市部と地方の医療環境は大きく異なり、医療水準の地域格差は近年拡大している
- ・ 公立医療機関では医療スタッフ、患者受容能力、医療機器等の絶対数が不足している一方、ハノイやホーチミン市には近代的な医療機器を備えた私立病院・クリニックが存在する
- ・ 日系クリニックの進出や日本人医療従事者が勤務している医療機関も増加しているが、診断の難しい病気や高度医療が必要な場合は日本や近隣医療先進国へ緊急移送される場合もある

【ハノイ市】

※日本語対応可能スタッフ: 日本人看護師、日本語で対応可能なベトナム人スタッフ、医療通訳者等を含む

No	医療機関名	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ※
1	さくらクリニック	総合診療科（一般内科・小児科・耳鼻科・皮膚科など）、婦人科（ベトナム人専門医）、健康診断、各種予防接種、歯科一般治療、審美歯科、矯正歯科等	1名	3名
2	Lotus Clinic Hanoi	総合診療科（プライマリーケア）、健康診断	1名	全員
3	Family Medical Practice Hanoi	総合診療科、内科、小児科、産婦人科（分娩施設はないがフレンチホスピタルと連携）、理学療法、臨床心理（心療内科）、外科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、整形外科、泌尿器科等）	1名	1名
4	東京インターナショナルクリニック	診療科：内科、消化器科、予防接種	1名	1名
5	JAPAN International Eye Hospital	眼科全般	不定期	2名
6	Vinmec International Hospital	総合診療科、内科専門科、心療内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、腫瘍科、産婦人科、皮膚科など概ね全科	×	3名
7	Hanoi French Hospital	総合診療科、内科専門科、外科、脳神経外科、小児科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、精神科、麻酔科、歯科など概ね全科	×	2名
8	Raffles Medical Hanoi	総合診療科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、内分泌科、放射線科、呼吸器科、理学療法等	×	2名

出所: 外務省HP「世界の医療事情:ベトナム」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>)

外務省はベトナムの推奨医療機関の一覧や医療水準に関する情報をHPに掲載している

外務省によるベトナムの推奨医療機関(2/2)

【ホーチミン市】

No	医療機関名	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ
1	Lotus Clinic	総合診療科（プライマリーケア）	2名	全員
2	Family Medical Practice, HCM	総合診療科、内科、小児科、整形外科・外科、皮膚科、婦人科、耳鼻咽喉科、理学療法等	1名	5名
3	Raffles Medical HCM	総合診療科、小児科、産婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、外科、整形外科、泌尿器科、放射線科、精神科、呼吸器科、消化器科、歯科、整体、心理カウンセリング等	1名	1名
4	Franco-Vietnamese Hospital	総合診療科、内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、口腔外科、歯科、放射線治療、整体、理学療法、カウンセリング等	×	1名

【フエ/ダナン市】

No	医療機関名	診療科	日本人医師	日本語対応可能スタッフ	通訳
1	Hue Central Hospital	総合診療科の他、腫瘍科、臓器移植科、不妊治療科など25科	×	詳細不明	
2	Vinmec Da Nang International Hospital	一般内科、一般外科、小児科、産婦人科、腫瘍科、リハビリ科、形成外科、健診科等	×	×	電話での日本語通訳
3	Family Medical Practice (Da Nang)	一般内科、小児科、循環器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、消化器科、産婦人科、整形外科、健診科、歯科等	×	×	電話での日本語通訳
4	Family Hospital (Da Nang)	一般内科、小児科、産婦人科、直腸肛門外科、眼科、歯顎顔面外科、耳鼻咽喉科、リハビリ科、内視鏡科等	×	×	電話での日本語通訳

出所: 外務省HP「世界の医療事情:ベトナム」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/viet.html>)

4.3 タイの医療水準

日本と比較すると乳幼児死亡率は約3.5倍、妊産婦死亡率は7.4倍高く、医療水準は日本と比較するとやや劣る状況である

健康水準・医療水準

	タイ		日本	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命(2020年)	75.0歳	83.7歳	81.4歳	87.5歳
	79.3歳		84.4歳	
5歳未満の乳幼児死亡率 1,000人当たり(2020年)	8.7人		2.5人	
妊産婦死亡率 10万人当たり(2017年)	-	37.0人	-	5.0人
20-69歳の人口に占める 肥満 ^{注1)} の人の割合(2014年)	39.7%		32.2% ^{注2)}	21.9% ^{注3)}
15歳以上の人口に占める 喫煙者の割合(2018年)	35.0%	1.5%	27.8%	8.7%

注1)BMI25以上

注2,3)2018年のデータ

出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

Global Obesity Observatory (https://data.worldobesity.org/country/vietnam-232/#data_prevalence, https://data.worldobesity.org/country/japan-105/#data_prevalence)

Tobacco Industry Monitor Thailand (https://timonitor.seatca.org/thailand/#_ftn2)

Japan Tobacco Inc. (https://www.jt.com/media/news/2018/pdf/20180730_02.pdf)

死亡要因は心臓・脳・呼吸器感染症・循環器疾患が上位を占め、疾患は消化器系・呼吸器系疾患に加え、感染症も上位である

2019年における死亡要因 (Top10)

No	死亡要因	10万人当たりの件数
1	虚血性心疾患 (Ischemic heart disease)	73.71
2	脳卒中 (Stroke)	72.23
3	下気道感染症 (Lower respiratory infect)	44.96
4	腎臓病 (Kidney disease)	38.54
5	肝臓がん (Liver cancer)	34.31
6	アルツハイマー病及びその他の認知症 (Alzheimer disease and other dementias)	32.83
7	交通事故 (Road injuries)	32.22
8	呼吸器がん (気管・気管支・肺) (Trachea, bronchus, lung cancers)	32.03
9	慢性閉塞性肺疾患 (Chronic obstructive pulmonary disease : COPD)	27.98
10	糖尿病 (Diabetes mellitus)	26.98

2020年における疾患 (Top10)

No	疾患	10万人当たりの件数
1	急性の下痢 (Acute diarrhoea)	1255.85
2	発熱 (Pyrexia)	583.04
3	肺炎 (Pneumonia)	294.89
4	インフルエンザ (Influenza)	186.82
5	食中毒 (Food poisoning)	134.81
6	デング熱 (Dengue haemorrhagic fever-Total)	109.26
7	急性出血性結膜炎 (Haemorrhagic conjunctivitis)	91.86
8	性感染症 (Sexually transmitted Infection-Total)	57.25
9	手足口病 (Hand, foot and mouth disease)	50.86
10	水痘 (Chickenpox)	48.56

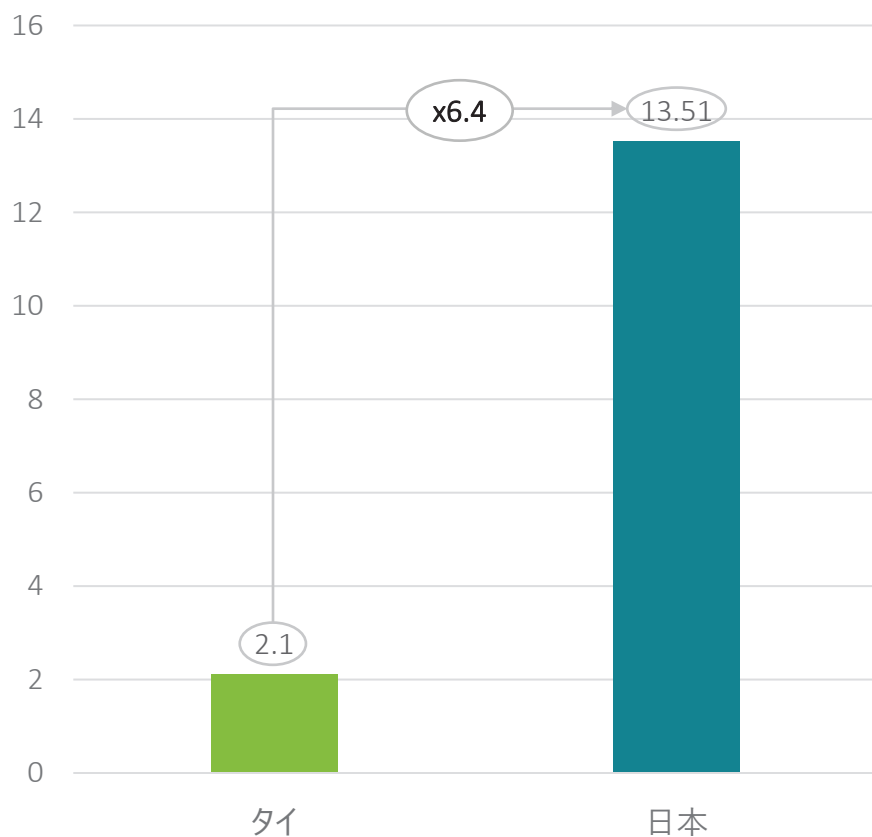
出所: WHO・THE GLOBAL HEALTH OBSERVATORY「Global health estimates: Leading causes of death」(<https://www.who.int/data/gho/data/themes/mortality-and-global-health-estimates/ghe-leading-causes-of-death>)、Bureau of Epidemiology「Epidemiological Surveillance Report 2020」(https://apps-doe.moph.go.th/boeeng/download/AW_AESR_2563_MIX.pdf)

タイの人口1,000人当たり病床数は日本の1/6、医師数は1/3、看護師数は1/4であり、いずれも日本と比較すると少ない

病床数・医療従事者（医師・看護師）数

病床数(人口1,000人当たり, 2010年)

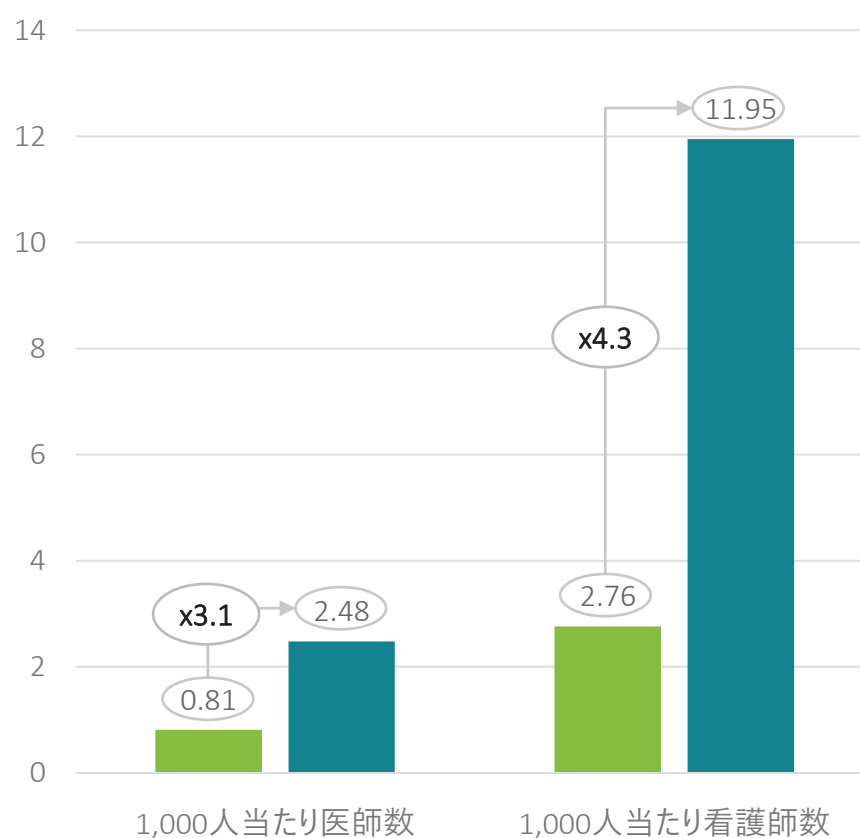
(床/1,000人)



医師・看護師数（人口1,000人当たり, 2018年）

(床/1,000人)

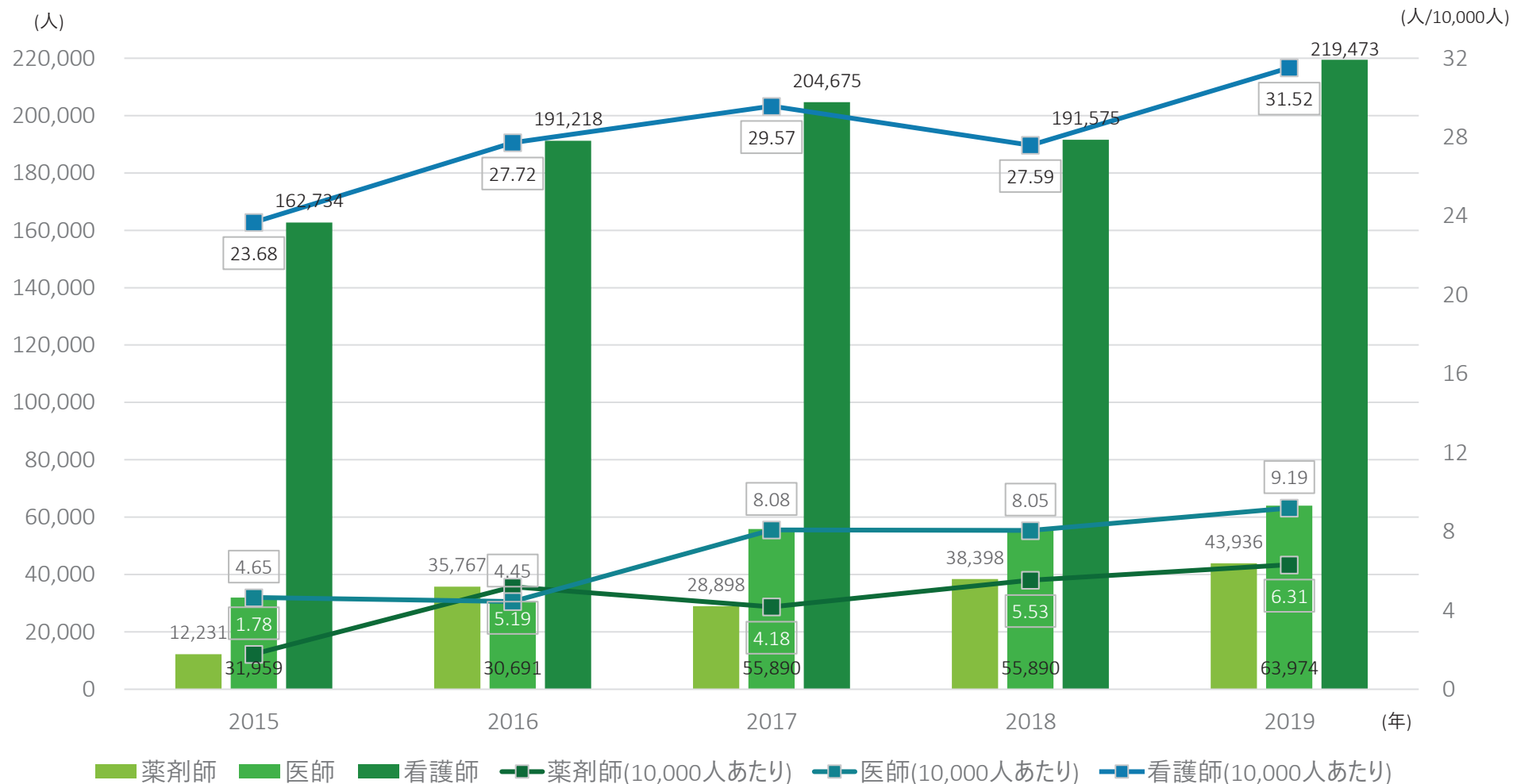
■ タイ ■ 日本



出所: World Development Indicators (<https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>)

国内の医療従事者数及び1万人当たり医療従事者数は増加傾向にある

医療従事者総数及び10,000人当たり医療従事者数



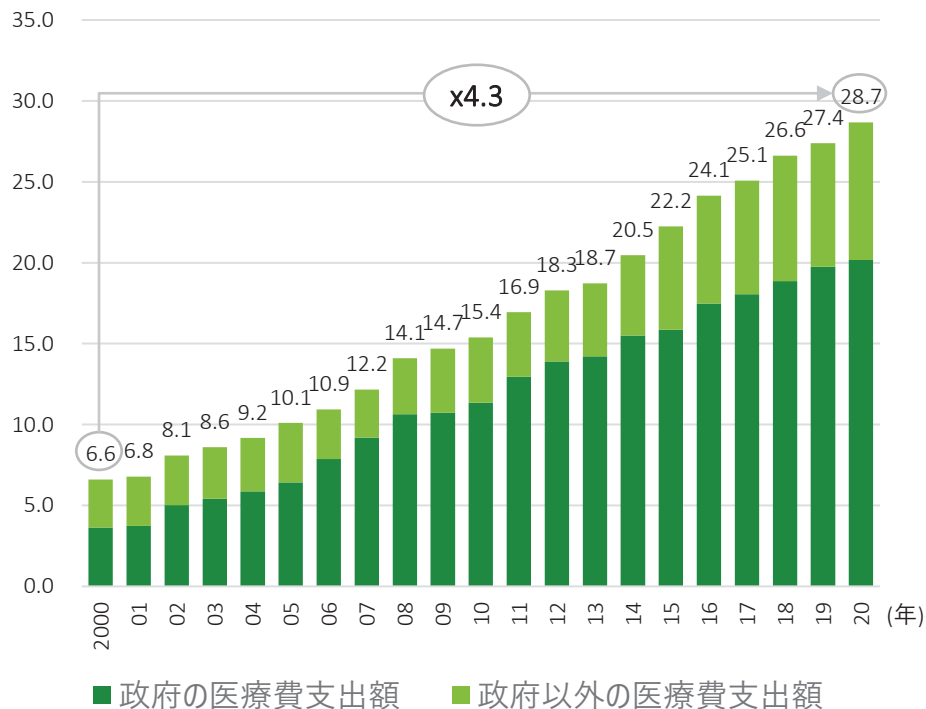
出所: WHO「THE GLOBAL HEALTH OBSERVATORY・Indicators」 (<https://www.who.int/data/gho/data/indicators>)

医療費支出額は増加を続けており、20年間で医療費総額は約4.3倍、1人当たりの医療費支出額は約4.9倍近く増加している

医療費支出額

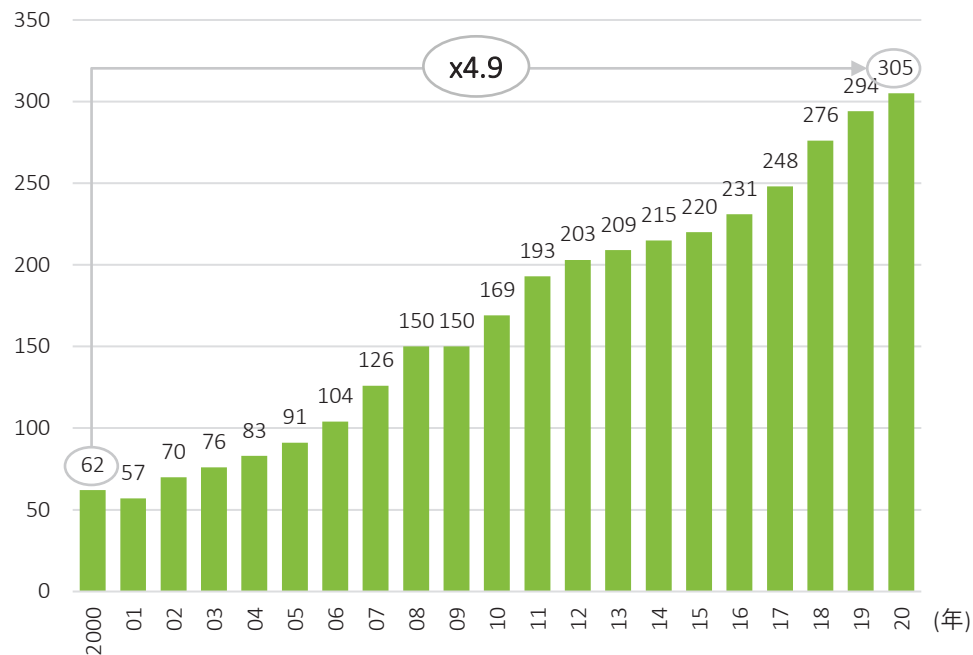
医療費の推移

(100万USD)



1人当たり医療費支出額

(USD)



※政府以外の支出・・・①民間資金+②外部財源

①民間資金・・・家計、企業、非営利団体からの資金等

②外部財源・・・外国からの直接送金及び政府が配分する外国送金等。国外から国内の医療制度に流入する全ての資金を含む

出所: WHO「Global Health Expenditure Database」(<https://apps.who.int/nha/database/>)

4.4 タイの国際医療の取り組み

タイ政府は国際医療を推進する政策を打ち出し、Bangkok Hospitalをはじめとした医療機関も国際医療に特化したサービスを展開している

タイの国際医療の概要

国際医療の政策

- ✓ 2004年以降、政府はアジアメディカルハブ構想の下、国際医療を推進している
- ✓ 2023年1月1日より医療ビザの発給が開始され、有効期間内での複数回入国が可能になった点等以前と比べて渡航医療へのハードルが下がった

国際医療の動向

- ✓ 外国人患者は2010-2018の8年間で、外国人患者数は約1.9倍増加した
- ✓ 2023年3月時点でタイ国内のJCI認証取得医療機関数は59機関であり、東南アジア諸国内で最多の認証取得数である

国際医療を推進している医療機関

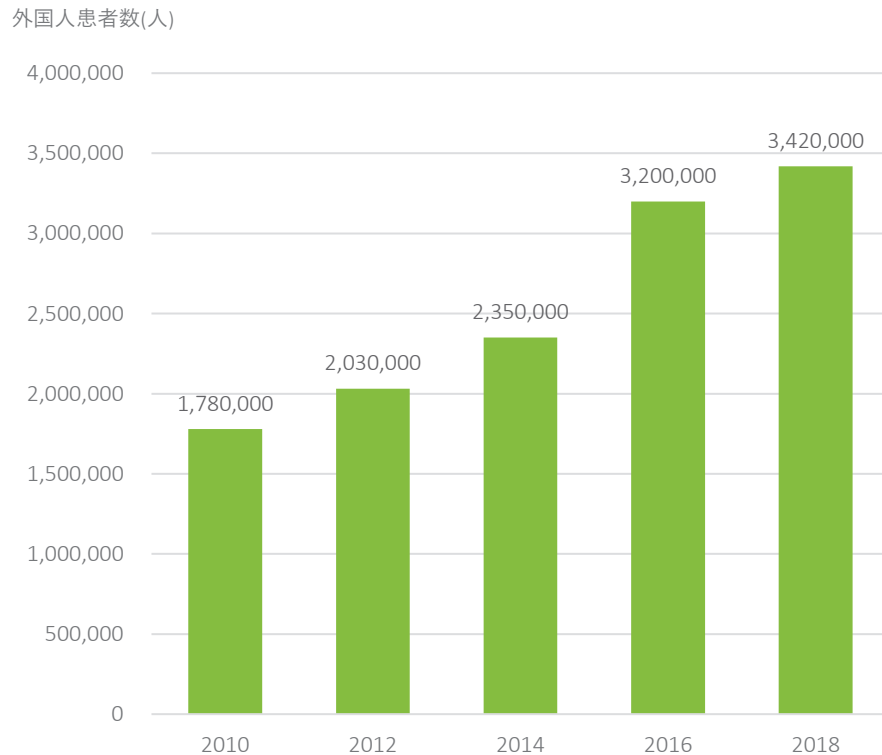
- ✓ Bangkok Hospitalでは院内で日本人向け医療サービスが展開されており、様々な高度医療の施術を受けることができる
- ✓ Bumrungrad International Hospitalには日本人向けの医療サービスカウンターが設置しており、受付から施術まで日本語で対応可能である

2004年以降政府は医療を通じての観光客への誘致に力を入れており、タイにおける外国人患者数は2010-2018の期間で約1.9倍増加している

外国人患者数の推移

- 2010-2018の8年間で、外国人患者数は約1.9倍増加した

タイ国内における外国人患者数推移
(2010-2018)



タイ政府による国際医療の推進

年代	国際医療推進の背景
1997	アジア通貨危機に陥り、本国通貨(タイバーツ)の通貨価値が暴落したことをきっかけに、タイの私立病院は海外からの集客に注力するようになった
2004	こうした民間病院の国際医療の活性化に対してタイ政府は「アジアメディカルハブ」構想を打ち出し、保健省を中心とした様々な関係機関が連携を取り、以降医療観光推進のための制度を策定・実施している
2016～	政府はメディカルハブ戦略10年計画(2016-2025年)を策定し、2016-2025年の10年間でタイをアジアにおける医療ハブ(Medical Hub)にするという目標を掲げて活動している

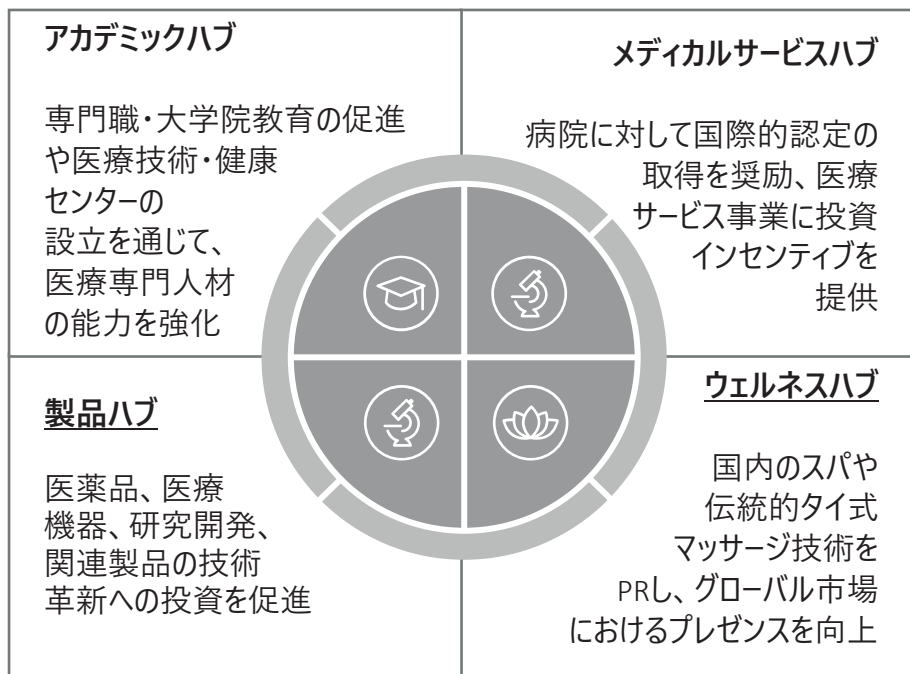
出所: Ministry of Tourism & Sports (https://www.mots.go.th/more_news_new.php?cid=411), Bangkok Post 「Thailand as global medical & wellness hub」(<https://www.bangkokpost.com/business/1937860/thailand-as-global-medical-wellness-hub>), Thailand Board of Investment 「Thailand: Towards becoming No.1 Medical Hub of Asia」(https://www.boi.go.th/index.php?page=business_opportunities_detail&topic_id=117526), 経産省「医療国際展開カントリーレポート」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryuu/downloadfiles/pdf/countryreport_Thailand.pdf)

現在はメディカルハブ戦略10年計画(2016-2025年)に基づいて国際医療促進のための活動をしており、国際医療を活性化するための指針を4つ定めている

アジアメディカルハブ構想

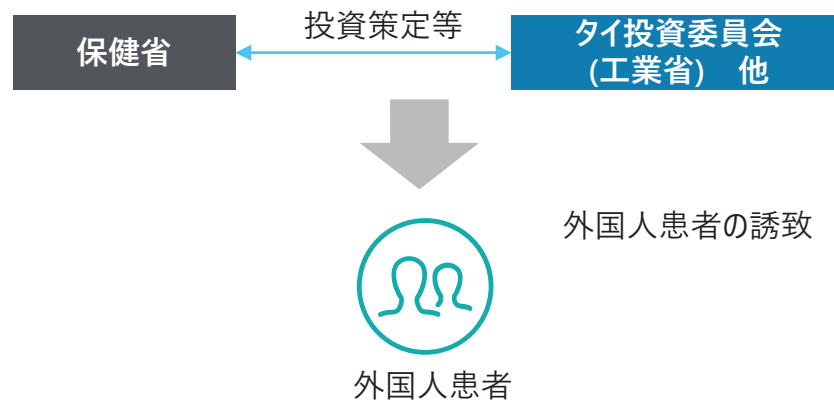
■ 2016-2025年のハブ構想

- 2023年現在、「メディカルハブ戦略10年計画(2016-2025年)」が実施されている
- 国際医療の関連機関が協力して高度な医療産業エコシステムを開発するためのガイドラインとして作成され、アカデミックハブ、メディカルサービスハブ、製品ハブ、ウェルネスハブという4つの指針で構成されている



■ アジアメディカルハブ構想におけるタイ投資委員会(the Board of Investment: BOI)の活動

- 投資政策の策定や投資案件の認可等を担う工業省傘下の投資誘致機関であるタイ投資委員会(BOI)は、アジアメディカルハブ構想が始動して以降、国際医療に関する政策策定や投資を実施してきた
- 具体的な活動
 - 1) 外国人に対する長期滞在ビザ(医療目的)の発給
 - 2) 医療機器・薬などの製造業がタイ国内に投資する際に法人税免税等の恩典を付与
 - 3) 病床数50床以上の病院への投資奨励
 - 4) 特定地域(チェンマイ等)における外国人の医療分野への投資許可 等



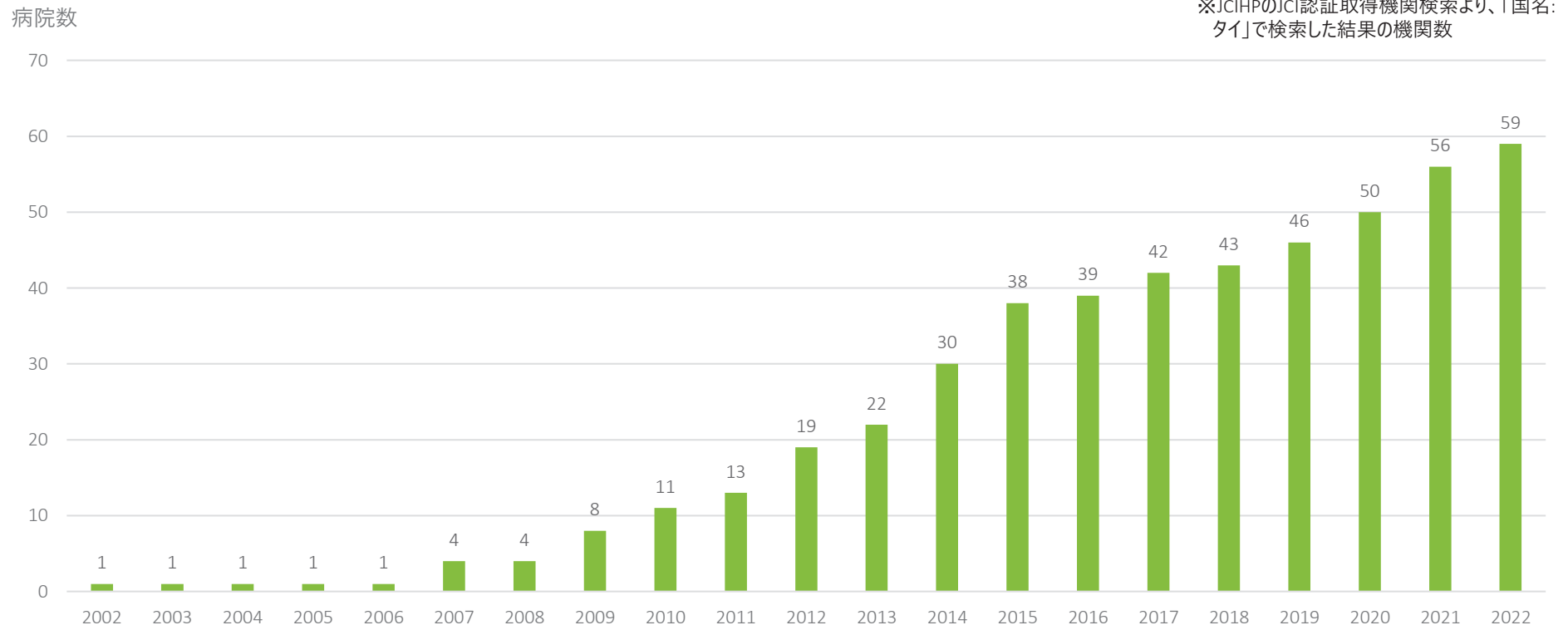
出所: Thailand Board of Investment 「Thailand's Medical Hub」(https://agora.mfa.gr/infofiles/BOI-Medical&Pharma%20Industry_Thailand%20th.pdf), Deloitte「タイの医療市場の現状と将来性」(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/life-sciences-healthcare-01.html>), 自治体国際化協会「医療制度と医療ツーリズムに見るシンガポールの戦略」(<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/398.pdf>), 山田コンサルティンググループ株式会社「タイの医療機器市場」(<https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/ybc/ma/wp-content/uploads/2020/12/16150710/201216.pdf>), 経産省「医療ツーリズムの実態」(<https://healthcare-international.meti.go.jp/search/detail/1492/>)

タイ政府は国内医療機関に対してJCI認証の取得を奨励しており、2022年時点で59機関が認証を取得し東南アジアでの最多数となった

JCI認証取得医療機関

- タイ政府は、国内の医療機関に対して国際的な医療機能評価であるJCI(Joint Commission International)の認証を取得することを奨励しており、2002年にバンコクのBumrungrad International Hospitalがアジアの医療機関として初めて当認証を取得した
- 2023年3月時点でタイ国内のJCI認証取得医療機関数は59機関であり、周辺国のベトナム(7機関)・インドネシア(23機関)や日本(30機関)と比較して取得数が多い。東南アジア諸国内では最多の認証取得数である

タイ国内のJCI認証取得医療機関数推移※ (2002-2022)



出所: Joint Commission International ([https://www.jointcommissioninternational.org/about-jci/accredited-organizations/#:_Facet_Country=\[Thailand\]](https://www.jointcommissioninternational.org/about-jci/accredited-organizations/#:_Facet_Country=[Thailand])), Bumrungrad International Hospital「Hospital Accreditation & Awards」(<https://www.bumrungrad.com/en/about-us/international-hospital-accreditation>), Deloitte「タイの医療市場の現状と将来性」(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/life-sciences-healthcare-03.html>)

タイは2023年1月に医療ビザの発給を開始し、外国人は医療目的で最大連続90日間の滞在が可能となった

医療ビザの発給

- 2021年11月30日、タイ政府は閣議にて医療ビザの発行を承認した
- 既存のビザでは1回のビザ申請で1度の入国しか許可されなかったため、複数回の治療を必要とする患者は都度ビザを取得する必要があった
- 医療ビザを利用してタイに入国する場合**連続90日以内の滞在が可能**となり、**1年間の有効期間内であれば複数回の入国が可能**となった

ビザ名称	Visa for Medical Treatment (MT/ Non-O)
概要	医療目的でタイを訪れる外国人に向けたビザ
対象サービス	<ul style="list-style-type: none">• リハビリテーション• アンチエイジング• 循環器系疾患• がん• 美容整形 等
有効期間	<ul style="list-style-type: none">• 最大で連続90日間の滞在が可能• ビザの有効期間は1年間であり、有効期間内であれば複数回の入国が可能
運用開始時期	2023年1月1日
手数料	6,000バーツ(約23,211円、2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)
申請条件	<ul style="list-style-type: none">• 800,000バーツ(約309万4,846円、2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)以上の預金残高• 受診医療機関の予約• 医療保険(傷害保険)への加入
備考	連続90日を超えての滞在を希望する場合、入国管理局に報告する必要がある

出所: JETRO「医療用ビザの発行でメディカルツーリズム促進」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/6428ff9cd0446731.html>), Bangkok Post「New medical treatment visa planned for Jan 1」(<https://www.bangkokpost.com/business/2438595/medical-treatment-visa-planned-for-jan-1-after-cabinet-approval>), タイ政府HP「閣議のお知らせ」(<https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/48878>)

Bangkok Hospitalは年間約25万人の外国人患者を受入れており、日本人専用のフロア展開するなど高いホスピタリティを提供している

Bangkok Hospital 概要

医療機関名	Bangkok Hospital (Bangkok Dusit Medical Services Group: BDMSグループの病院)	
病床数	750床	
診療科	皮膚科、泌尿器科、整形外科、産婦人科・不妊治療、眼科、内科、一般・消化器外科、 歯科・インプラント、消化器内科、心臓内科、救急診療、健康診断・人間ドック 等	
年間外国人患者数 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> 約25.5万人(総患者数: 約85万人 国内患者:外国人患者=7:3) (外来及び入院) 年間日本人患者数: 約27,000人 	
年間売上高 (BDMSグループ総売上高、2020年)	約2兆6,972億円 (2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)	
サービス	治療例	冠動脈バイパス手術、放射線治療(がん)、美容整形、甲状腺治療、脳卒中リハビリテーション、レーシック手術 等
	健診例	Privilege Health Check-Up Packages B (女性、全71項目): 血液検査、肝機能検査、遺伝子検査、腫瘍マーカー、マンモグラフィー、アンチエイジング相談等 (約386,677円、2023年3月1日時点: 1バーツ=3.90円)
	日本人患者への対応	<p>【日本サービスセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療情報や病院概要の紹介、アクセスや診療時間に関する情報提供、問い合わせ対応を行っている <p>【ジャパン・メディカルサービス (JMS) 】</p> <ul style="list-style-type: none"> 31年前に日本の医大を卒業したタイ人医師チームが設立した院内の日本人向け医療サービス 日本の医大を卒業したタイ人医師と日本人医師、日本人看護師の健康相談員やメンタルヘルスアドバイザーが常駐し、日本語で患者対応を行っている 日本人医師は1名在籍しており、総合診療医として診療している 専門的な治療が必要な場合は専用クリニックの専門医をご紹介します、その際は日本語通訳が同席する

出所: Bangkok Hospital HP (<https://www.bangkokhospital.com/en>), Bangkok Hospital 日本語サイト (<https://bangkokhospital-jsc.com/>), BDMS Annual Report 2021 (<https://bdms.listedcompany.com/misc/one-report/20220311-bdms-one-report-2021-en.pdf>), JETRO (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/643d61891ce4b08a.html>), BDMS Financial Info (<https://investor.bangkokhospital.com/en/financial-info/financial-highlights>), Bangkok Hospital Package (<https://www.bangkokhospital.com/en/package/privilege-health-check-up-female>)

Bumrungrad International Hospitalは年間約52万人の外国人患者を受入れ、患者受入れを積極的に行いたい国には、現地事務所を設置し患者のフォローサービスを展開している

Bumrungrad International Hospital 概要

医療機関名	Bumrungrad International Hospital	
病床数	580床	
診療科	一般内科、外科、整形外科、眼科、産婦人科、小児科、歯科、耳鼻咽喉科 等	
年間外国人患者数 (2023年)	約52万人 (外来及び入院)	
年間売上高 (2018年)	約746億円 (2023年2月28日時点: 1バーツ=3.90円)	
サービス	治療例	冠動脈疾患手術、緑内障手術、骨髄移植、人工関節置換、更年期ホルモンセラピー、ロボットによる歩行訓練リハビリテーション、レーザー脱毛、タトゥー除去 等
	健診例	身体検査、超音波検査、マンモグラフィー、腫瘍マーカー、内視鏡検査、皮膚がん検診 等
	日本人患者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 日本語でHPを利用可能 日本語サービスカウンターが設置しており、医療通訳・診療予約・診察受付等について日本語対応している 日本人の医療コーディネーターによる医療に関する相談・帰国後の継続治療等の支援を受けられる 日系企業向けのグループ健康診断の申し込みを受け付けている 日本人医師が1名在籍しており、総合診療医として診療している

出所: Bumrungrad International Hospital HP (<https://www.bumrungrad.com/en>), Bumrungrad International Hospital 健康診断センター (<https://www.bumrungrad.com/jp/centers/health-check-up-center-bangkok-thailand-jci-best>)

4.5 各国の外国人医師の参画方法

外国人医師は所定の書類を提出することによりベトナム国内での診療が可能であり、ベトナム語が堪能でない場合は通訳を利用することができる

ベトナム：外国人医師の受入れ体制

■ 外国人医師のライセンス

- 外国人が医療行為を行う際は医療行為証明書を取得する必要がある、医療行為証明書の取得に必要な書類は以下の5つである
- 外国人医師が診察可能となる条件については2009年健康診断及び治療法第19条(Điều 19 Luật khám bệnh, chữa bệnh 2009)、保健省通達41(Điều 16 Thông tư 41/2011/TT-BYT)に規定されている

条件	概要
医師免許申請書	-
専門学位のコピー	<ul style="list-style-type: none">ベトナム国内外で取得した専門学位のコピーを提出学位を取得した教育機関の指定はない
医療行為の経歴証明書	<ul style="list-style-type: none">18か月以上の診療歴を有していることを示す証明書を提出
ベトナム語が堪能であることの証明書のコピー	<ul style="list-style-type: none">所定の教育機関(※)にてベトナム語の4技能(リスニング、スピーキング、リーディング、ライティング)のテストを受け、基準に達している場合には十分なベトナム語の能力を有していると判断される※所定の教育機関: 次の3つの条件を満たす教育機関<ul style="list-style-type: none">①医科大学、②外国語学部を有しているまたは外国語教科を提供している、③ベトナム語の習熟度を判断するための試験を作成できる <p>【ベトナム語が堪能でない場合】</p> <ul style="list-style-type: none">通訳者の利用が必須保健省大臣が指定する医療訓練機関にて教育を受け認定された者であることが必要2022年11月、ホーチミン市の保健局がベトナムの全ての外国人医師に対してベトナム語の習得を義務付けることを提案しており、今後は通訳者の常駐が認められなくなる可能性もある
労働許可証のコピー	<ul style="list-style-type: none">労働法に基づき、担当する国家機関からの労働許可証の取得が必要

出所: 経産省「医療国際展開カントリーレポート: ベトナム編」(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryoku/downloadfiles/pdf/countryreport_VietNam.pdf), ベトナム法的文書全国データベース(<https://vbpl.vn/boYTE/Pages/vbpqen-toanvan.aspx?ItemID=10482>), Law Library Company (<https://thuvienphapluat.vn/phap-luat/quy-dinh-cap-chung-chi-hanh-nghe-cho-bac-si-nguoi-nuoc-ngoai-lam-viec-tai-viet-nam-thoi-gian-thuc-h-887181-9372.html>), 保健省通達41(https://thuvienphapluat.vn/van-ban/The-thao-Y-te/Thong-tu-41-2011-TT-BYT-huong-dan-cap-chung-chi-hanh-nghe-nguoi-hanh-nghe-131877.aspx?anchor=dieu_16)

タイ国内で外国人が医師として診療行為を実施する場合、タイ語で実施される医師国家試験の合格等を含めた4条件を満たす必要がある

タイ：外国人医師の受入れ体制

■ 外国人医師のライセンス

- 2021年時点、海外の医師免許による診療は認められていないため、タイ国医師免許を取得する必要がある
- 外国人が医療行為を行う際は、下記の4つの条件を満たした上で保健省管轄下のタイ医療評議会(The Medical Council of Thailand)に申請する必要がある。外国人医師に対する審査会議は3か月ごとに開催される
- タイ医療評議会は申請を受理した後、承認または非承認の判断を下す

条件	概要
認定された医大での学位取得	<ul style="list-style-type: none">• タイ医療評議会が認定した医大での学位取得• 認定されていない大学での学位を有している場合、別途医療評議会へ申請書を提出し審査を受ける必要がある• 日本で認定されている大学は東京医科歯科大学のみ(2022年9月時点)
臨床資格の保持	<ul style="list-style-type: none">• 5年以上有効である、出身国の臨床資格(英語: hold valid license from the country of origin for at least 5 years)
タイ医療評議会のメンバー登録	メンバーの登録には以下の条件がある <ul style="list-style-type: none">• 20歳以上• 精神疾患を有していないこと• 認定医大での学位取得• 職業上での不正行為歴• 法律違反行為歴等がないこと
医師国家試験合格	国家試験は以下の3部構成である。1、2部は英語で実施され、3部はタイ語で実施される <ul style="list-style-type: none">• 1部: 基礎医学試験• 2部: 臨床科学試験• 3部: 客観的臨床能力試験(OSCE)

出所: タイ医療評議会「How can foreign physician register to practice medicine in Thailand」([https://tmc.or.th/En/download/Process_\(How%20to%20Register-%20revision\)_9-11-64.pdf](https://tmc.or.th/En/download/Process_(How%20to%20Register-%20revision)_9-11-64.pdf)), タイ医療評議会「Name of Recognized Medical Schools (Foreign)」(<https://tmc.or.th/En/download/att-Foreign-09-2565.pdf>), Center for Medical Competency Assessment 「FAQ」(<https://cmathai.org/pages/FAQ>)

シンガポールの外国人医師登録には以下の5つの登録方法があり、仮登録や条件付き登録のステップを経て完全登録されると、独立して診療することが可能である

シンガポール：外国人医師登録の種類

- 1 条件付き登録 (Conditional Registration)**
 - ✓ シンガポール医療評議会(SMC*¹)が認証した医師の監督の下であれば医療機関で働くことができる、研修を修了した海外で教育を受けた医師
- 2 完全登録 (Full Registration)**
 - ✓ 条件付き登録されており、独立して診療できる海外で教育を受けた医師
- 3 専門家登録 (Specialist Registration)**
 - ✓ スペシャリスト認定委員会(SAB*²)が認定している専門分野で専門的知識を持っており、SABが認定した医師
- 4 仮登録 (Provisional Registration)**
 - ✓ SMCが認証した病院で研修生として働くことができる海外で教育を受けた医学部を卒業したばかりの方 (医師免許は保持していない)
- 5 一時登録 (Temporary Registration)**
 - ✓ 教育・研究・大学院での研究のために公立病院で短期間雇用され、客員専門家として講演等を行うことができる医師

*¹SMC・・・Singapore Medical Council

*²SAB・・・Specialists Accreditation Board

4.6 各国の医療保険等の制度

ベトナムには国により運営されている健康保険があり、外国人労働者の場合は保険料として月収の1.5%を支払うことで医療機関への受診にあたり費用の保障を受けることができる

ベトナム：公的健康保険の概要

- ベトナムでは、労働者を対象とする公的な保険制度として、(1)社会保険、(2)健康保険、(3)失業保険の3つの制度がある
- 健康保険は労働者に加えて年金受給者や子供等も対象となる、国家により運営される強制加入保険である
- 健康保険法に基づき被保険者の健康を保障するものであり、加入者には健康保険基金から保障の対象となる費用が支払われる
- 準貧困層やインフォーマルセクターの中には健康保険への未加入者が存在し、ベトナム政府は国民皆保険を目標としている

概要

項目	説明
名称	健康保険(ベトナム語: Bảo hiểm y tế)
根拠法	健康保険法 (25/2008/QH12) (2009年7月1日施行) 健康保険法 (46/2014/QH13) (2015年1月1日施行))
被保険者	3か月以上の労働契約による労働者、公務員、年金受給者、労働災害・職業疾病による社会保険受給者、失業保険受給者、貧困者、社会的に困難な状況にある少数民族、6歳以下の子供、学生、農林水産業に従事する者 等
保障対象	<ul style="list-style-type: none">診察、治療、リハビリ、胎児の定期診断、出産特定の病気の早期発見や詳細な検査を目的とする診断緊急・入院を要する場合で、6歳以下の子供、貧困等の場合は、郡レベル病院からより上位レベルの病院の移送費
保険料	被保険者のカテゴリにより、保険料率は異なる (例)会社員・公務員等の場合、月収の4.5%(内3%は雇用者、1.5%は被雇用者が負担。外国人労働者は原則このカテゴリに含まれる)

健康保険制度の変遷

年	出来事
1992	<ul style="list-style-type: none">健康保険規則が発行され、健康保険制度が始動公務員、国有企業での労働者、年金受給者、障害手当受給者、国際機関での労働者、従業員が10人以上の民間企業の労働者等が強制健康保険の加入対象となる
2005	<ul style="list-style-type: none">従業員が10人未満の民間企業の労働者、貧困家庭・貧困状態にある少数民族が強制健康保険の加入対象となる貧困層の保険料は全額助成となる
2009	<ul style="list-style-type: none">健康保険法(HIL)により社会的健康保険プログラムが実施される社会的健康保険プログラムには、6歳未満の子供、高齢者、貧困層等が強制的に登録されることになり、対象者の健康保険料を全額助成し、経済的に困難な学生等の健康保険料を一部助成することが決定された

出所: JETRO (2018). 「ASEANにおけるヘルスケア制度・政策調査」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/industry/life_science/healthcare_asean/vn.pdf (pp.1-2)
厚生労働省 (2014). 「東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(ベトナム)」 <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/15/dl/t5-12.pdf> p.473
保健省 (2008). Joint Annal Health Review 2008, Health Financing in Viet Nam. https://www.usp2030.org/gimi/RessourcePDF.action;jsessionid=1Dhh_QDdddXcoHod7Q8tnfanYhkhkw0CNBY-fbTIEq5q0yHTuiaZ!2015759462?id=20062, (pp.44-45)
JICA (2017). 「ベトナム国健康保険制度に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート」 <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12284196.pdf>
World Bank (2014). Moving toward Universal Coverage of Social Health Insurance in Vietnam. <https://documents1.worldbank.org/curated/en/383151468138892428/pdf/Moving-toward-universal-coverage-of-social-health-insurance-in-Vietnam-assessment-and-options.pdf> pp.11-13

公的健康保険の加入者の入院費及び健康診断・治療費の大部分を国が保障しており、外国人労働者の場合は診療・治療にかかった費用の内20%を本人が負担する

ベトナム：公的健康保険患者負担率

- ベトナム国では「医療機関登録制」をとっており、加入者ごとに「登録病院」受診時の病院費用の大部分が保障されるが、「登録外病院」を受診した場合には、保険基金への直接申請手続きを行ったのち、保障上限内の金額が支給される

登録の病院を受診した場合の患者負担率

対象者	公立病院での患者負担率
① 士官、6歳以下の子供、貧困生活者、社会経済的に困難な状況にある少数民族等	0%
② 年金生活者、労働能力を喪失した給付受給者等	5%
③ <u>上記以外の者(外国人労働者はここに含まれる)</u>	20%

登録外の病院を受診した場合の保険基金からの支払い最大値

患者の治療タイプ	病院レベル	一回の検査や治療に対する支払いの最大値 (VND)
外来	地区の医療施設又は同等のもの	60,000
入院	地区の医療施設又は同等のもの	500,000
	省の医療施設又は同等のもの	1,200,000
	中央病院又は同等のもの	3,600,000

- 労働者ではなく旅行者としてベトナムを訪れている外国人の場合、医療費の自己負担割合は100%である
- 民間医療機関が登録病院の場合、健康保険の単価に応じて、健康保険基金から支払われるが、民間医療機関は独自に診療価格を設定しているため、公的医療機関に比べて患者負担が高くなる

例) Vinmec International Hospitalを受診した場合の患者負担

※単位：VND

サービス名	診療価格	公的健康保険負担分	患者負担分
予約診察	690,000	26,400～33,000 (約4～5%)	663,000～ 657,000 (約95～96%)
予約なし診察	1,100,000	26,400～33,000 (約2～3%)	1,073,600～ 1,067,000 (約97～98%)
勤務時間外・祝祭日の診察	1,800,000	26,400～33,000 (約1～2%)	1,773,600～ 1,767,000 (約98～99%)
基本病室	3,500,000	142,400～ 178,000 (約4～5%)	3,357,600～ 3,322,000 (約95～96%)

出所: 健康保険法第22条(<https://vanbanphapluat.co/law-no-46-2014-qh13-amendments-to-the-law-on-health-insurance>)

VINMEC国際総合病院HP(<https://www.vinmec.com/vi/>)

タイには3種類の健康保険が存在し、外国人労働者の場合は社会保険に該当し保険料として賃金の5%を支払うことで原則自己負担なしで医療機関への受診が可能である

タイ：公的健康保険の概要

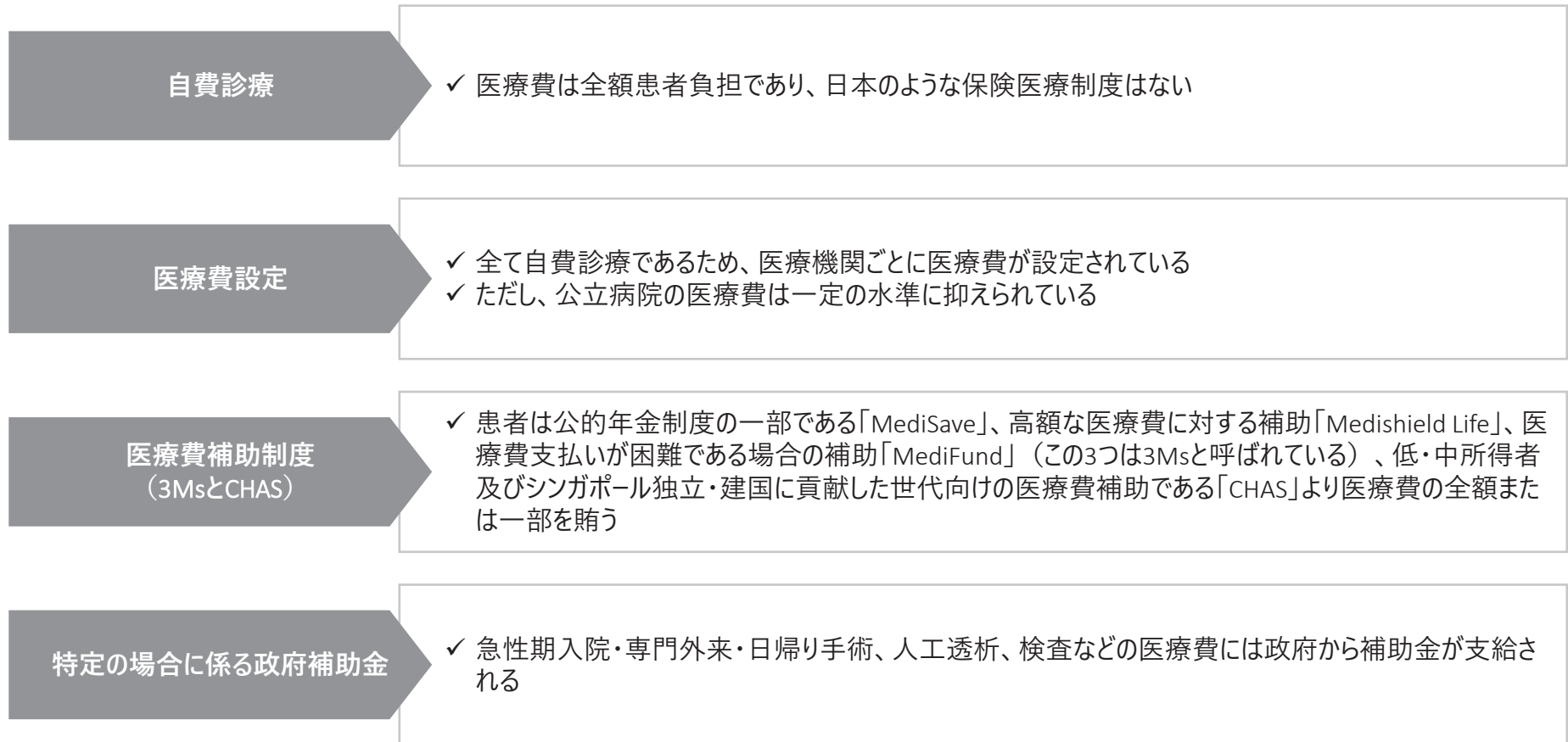
- タイでは2002年に国民皆保険を達成している
- 外国人労働者の場合は社会保険(SSS)の加入となり、保険料負担は賃金の5%(労使折半で賃金の10%)支払う必要がある
- 医療費負担額は、CSMBS及びSSSの場合は原則として自己負担なしであり、UCの場合は1回の外来・入院につき30パーツ(約117円、2023年2月20日時点)の自己負担が必要である
- 医療保険の加入時に、加入者に登録医療機関が割り当てられる。いずれの保険に加入していても、登録医療機関以外で受診する場合は別途費用がかかる

外国人労働は社会保険に該当

	公務員医療給付	社会保険	国民皆保険
英語名称	Civil Servant Medical Benefit Scheme (CSMBS)	Social Security Scheme (SSS)	Universal Coverage (UC)
根拠法	勅令	社会保険法	国民医療保障法
被保険者	公務員及びその配偶者と直系家族	民間企業及び公的企業の被用者	CSMBS及びSSSでカバーされないその他の国民
加入者数	約500万人 (7%)	約1,400万人 (20%)	約5,000万人 (73%)
保険料	負担なし	労使折半で賃金の10% (社会保険制度全体の保険料)	負担なし
医療費自己負担額	負担なし	一定の限度額を超えるまでは負担なし	1回の外来・入院につき30パーツ(約117円)
財源	税金	<ul style="list-style-type: none"> • 企業及び被用者からの保険料 • 税金 	税金

シンガポールでは、医療費は全額患者負担であり、医療費補助制度と特定の場合に係る政府補助金で全額または一部が賄われる

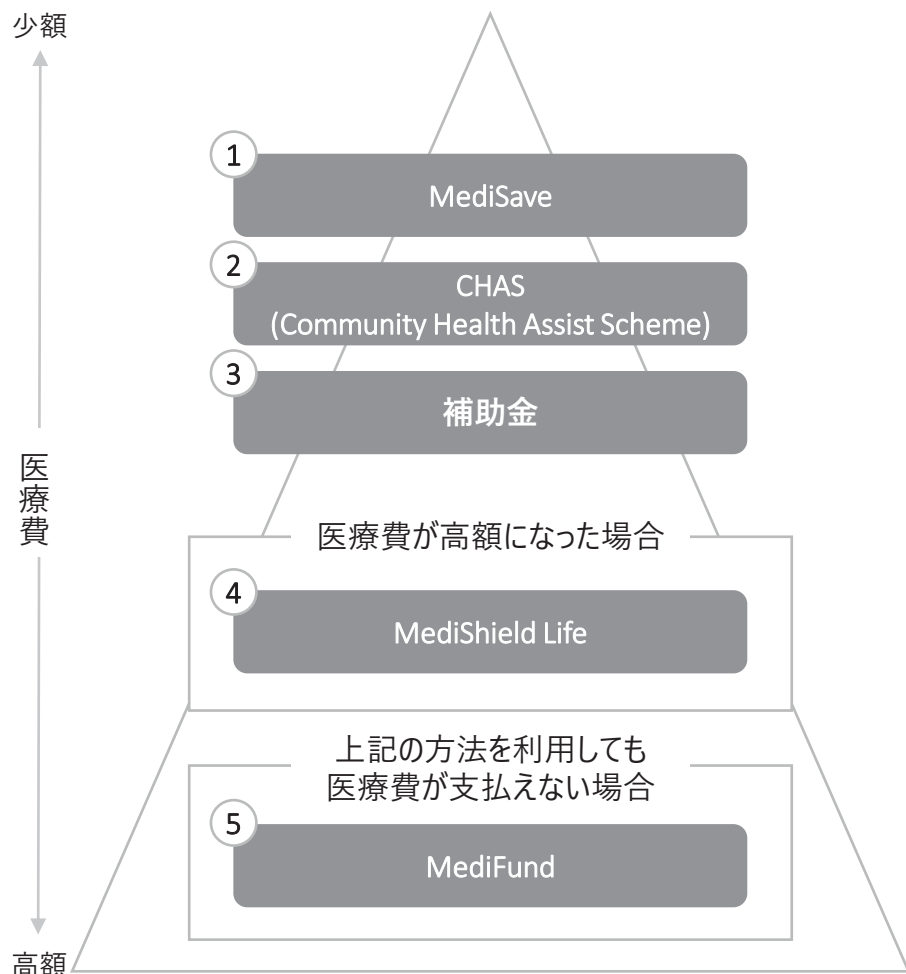
シンガポール：医療費支払いの特徴



出所：厚生労働省「東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(シンガポール)」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/20/dl/t5-10.pdf>)、Ministry of Health Singapore「INTRODUCTION TO THE 3Ms」(https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/resources-statistics/educational-resources/3m_updated_engwebver77d4b49ef2a145d7b242894738b8c835.pdf)、WHO「Global Health Expenditure Database Data Explorer」(<https://apps.who.int/nha/database/Select/Indicators/en>)

シンガポール政府はシンガポール国民または永住権を持つ者に対し、5つの医療費支払い方法を提供している

シンガポール：政府が提供している医療費支払い方法（対象：シンガポール国民または永住権を持つ者）



- ① MediSave
 - ✓ 中央積立基金(CPF : Central Provident Fund)による公的年金制度の一部
 - ✓ 普通・特別・医療の3つの口座に分かれており、医療口座(MediSave Account)を個人または扶養家族の入院・日帰り手術・特定の外来費用・老後の医療費に充てることができる
 - ✓ 従業員の場合の積立率は月収の6.5～9%である（年齢による）
- ② CHAS(Community Health Assist Scheme)
 - ✓ 中・低所得者、及びシンガポール独立・建国に貢献した世代*1の地域の指定診療所（歯科含む）における医療費を補助する
 - ✓ 世帯の月収と住居の年間価値、及び独立・建国に貢献した世代かどうかにより補助金額が異なる
- ③ 補助金
 - ✓ 公的医療機関における急性期入院・専門外来・日帰り手術、人工透析、検査などの医療費に対する補助である
 - ✓ 独立・建国に貢献した世代に対する補助金も存在する
- ④ MediShield Life
 - ✓ CPFが管理している健康保険プランであり、高額な入院治療費や透析や化学療法など費用の掛かる外来治療費に充てることができる
 - ✓ 保険料はMediSave Accountから支払われる
- ⑤ MediFund
 - 補助金やMediShield Lifeなどの方法を利用して医療費支払いが困難である場合に申請できる政府による基金である

*1シンガポール独立・建国に貢献した世代

1949年12月31日より前に生まれ、1986年12月31日より前にシンガポール国民になった者、もしくは1959年12月31日より前に生まれ、1996年12月31日より前にシンガポール国民になった者

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に係りして直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301